

# 東京電力パワーグリッド株式会社の 現状と今後について

2024年9月  
東京電力パワーグリッド株式会社





## ■ 東京電力パワーグリッド株式会社の概要

### 1. 会社概要

スライド2~5

### 2. 安定的な電力需要を持つ首都圏を地域独占

スライド6~8

### 3. 託送料金 (必要な投資の確保とコスト効率化の両立を目的とした託送料金制度)

スライド9

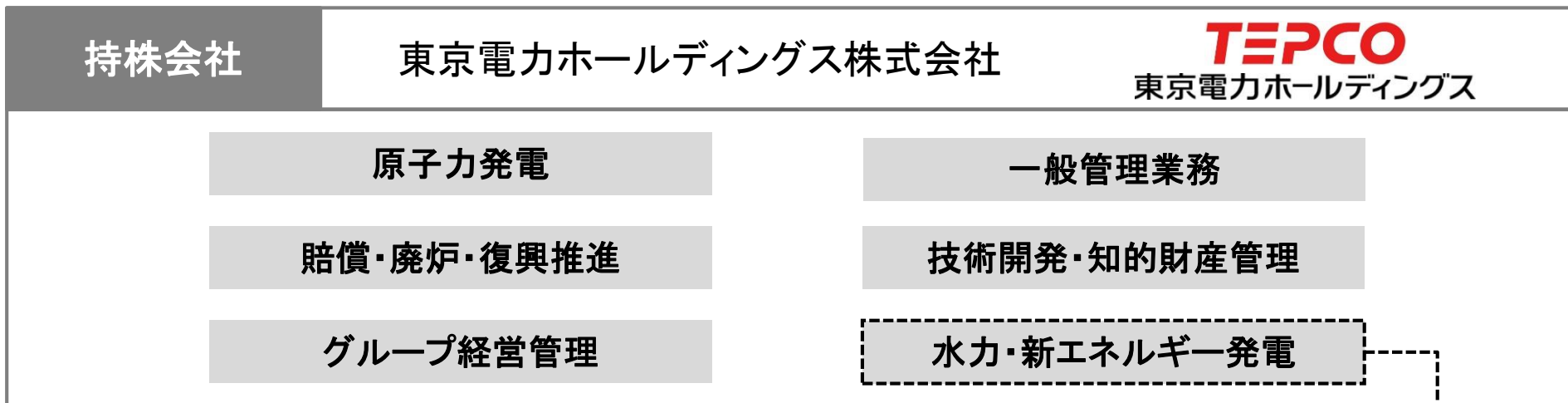
### 4. 安定的な財務体質

スライド10~13



# 1. 会社概要～①分社後の東京電力グループについて

■ 2016年4月1日、東京電力株式会社はホールディングカンパニー制へ移行。



燃料・火力発電事業会社

東京電力  
フュエル&パワー  
株式会社

**TEPCO**

東京電力フュエル&パワー

一般送配電事業会社

東京電力パワーグリッド  
株式会社

東京電力パワーグリッド

小売電気事業会社

東京電力  
エナジーパートナー  
株式会社

**TEPCO**

東京電力エナジーパートナー

再エネ発電事業会社

東京電力  
リニューアブルパワー  
株式会社

**TEPCO**

東京電力リニューアブルパワー

50%



2020年4月1日



# 1. 会社概要～②沿革など

## ■ 沿革

- 1951年5月1日 東京電力株式会社 創立
- 2015年4月1日 東京電力送配電事業分割準備株式会社 設立
- 2016年4月1日 東京電力パワーグリッド株式会社へ商号変更（ホールディングカンパニー制移行）

## ■ 業務範囲

- 一般送配電事業、不動産賃貸事業及び離島における発電事業など

## ■ 役員一覧(2024年7月)

- |                  |         |
|------------------|---------|
| - 代表取締役社長 社長執行役員 | 金子 禎則   |
| - 取締役 副社長執行役員    | 三野 治紀   |
| - 取締役 副社長執行役員    | 岡本 浩    |
| - 取締役 副社長執行役員    | 那須 詳司   |
| - 取締役 副社長執行役員    | 本橋 準    |
| - 取締役 常務執行役員     | 芝 和彦    |
| - 常務執行役員         | 佐藤 育子   |
| - 常務執行役員         | 岡村 毅    |
| - 常務執行役員         | 北島 悟志   |
| - 常務執行役員         | 須藤 義嗣   |
| - 常務執行役員         | 中村 敦    |
| - 執行役員           | 杉本 順    |
| - 執行役員           | 坂上 晴勇   |
| - 執行役員           | 友永 和之   |
| - 監査役            | 野村 威    |
| - 監査役            | 辻 青子    |
| - 監査役            | 富田 美栄子* |

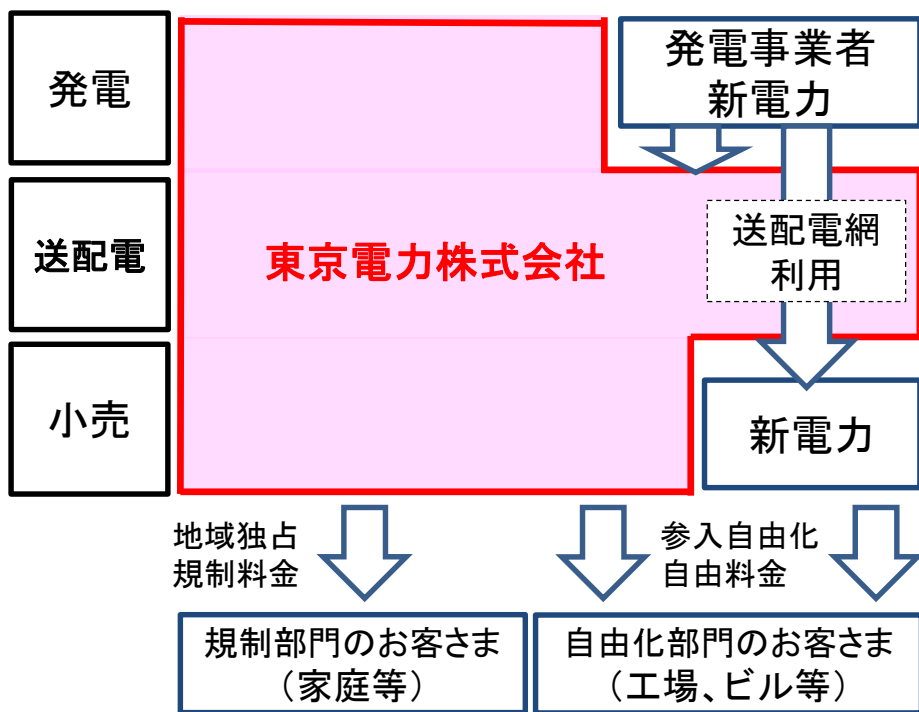
\*社外監査役



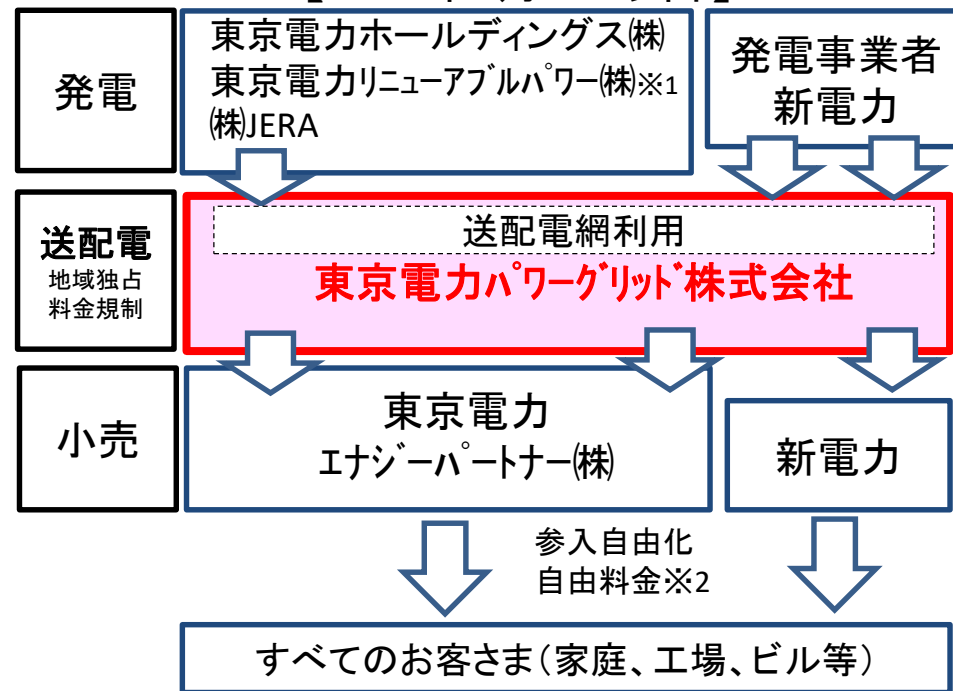
# 1. 会社概要～③事業モデル

- 首都圏エリアの一般送配電事業を地域独占体制で実施。(電気事業法第3条、第5条)
- 必要な投資の確保とコスト効率化の両立を目的としたレベニューキャップ制度にもとづき、託送供給等の業務を能率的かつ適正に運営するために必要と見込まれる収入をもとに託送料金を設定。(電気事業法第17条の2、第18条)
- エリアすべての小売事業者および送配電網の利用料を支払う必要のある発電者より託送料金収入が得られるため、全面自由化による大きな影響は受けない。

### 【2015年度以前】



### 【2016年4月1日以降】



※1: 2020年4月1日以降

※2: 東京電力エナジーパートナー(株)では一部規制料金が残存

# 【参考】送・変・配電の主要設備

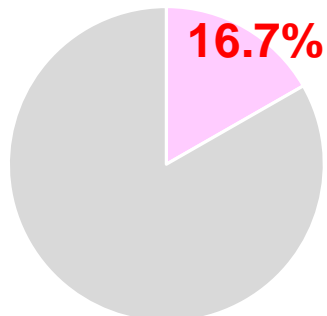


送電設備(架空)

**14,807km**

(架空電線亘長)

電力10社中シェア

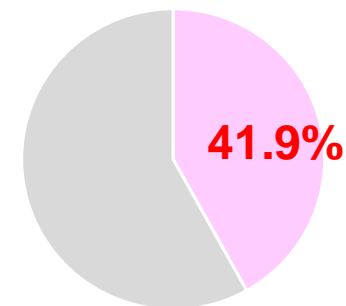


送電設備(地中)

**6,512km**

(地中電線亘長)

電力10社中シェア

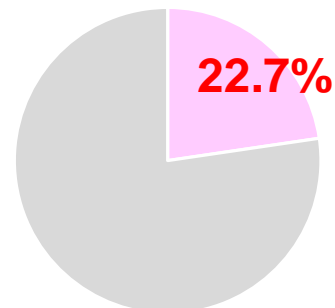


変電設備

**1,613カ所**

(変電所数)

電力10社中シェア

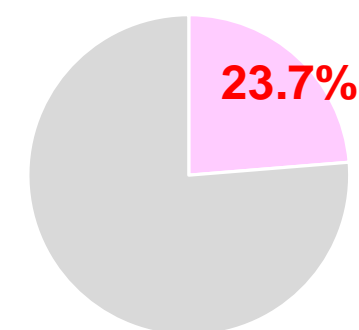


配電設備

**261万台**

(変圧器数)

電力10社中シェア

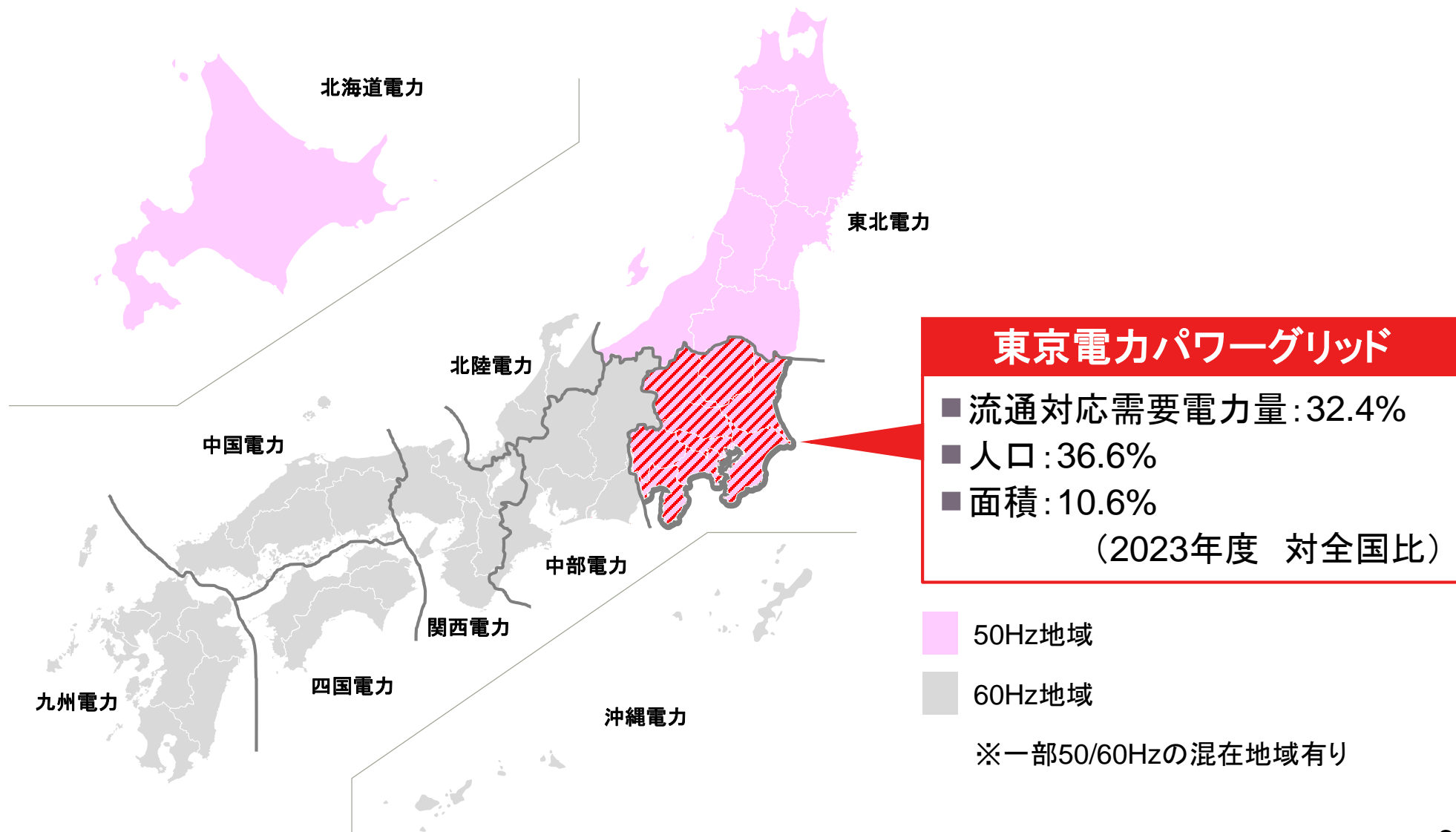


※ 各社「有価証券報告書(2023年度)」をもとに作成



## 2. 安定的な電力需要を持つ首都圏を地域独占～①供給エリア

- 経済・産業の中心である首都圏エリア(日本の電力需要の約1/3)を地域独占体制で安定供給を担う。

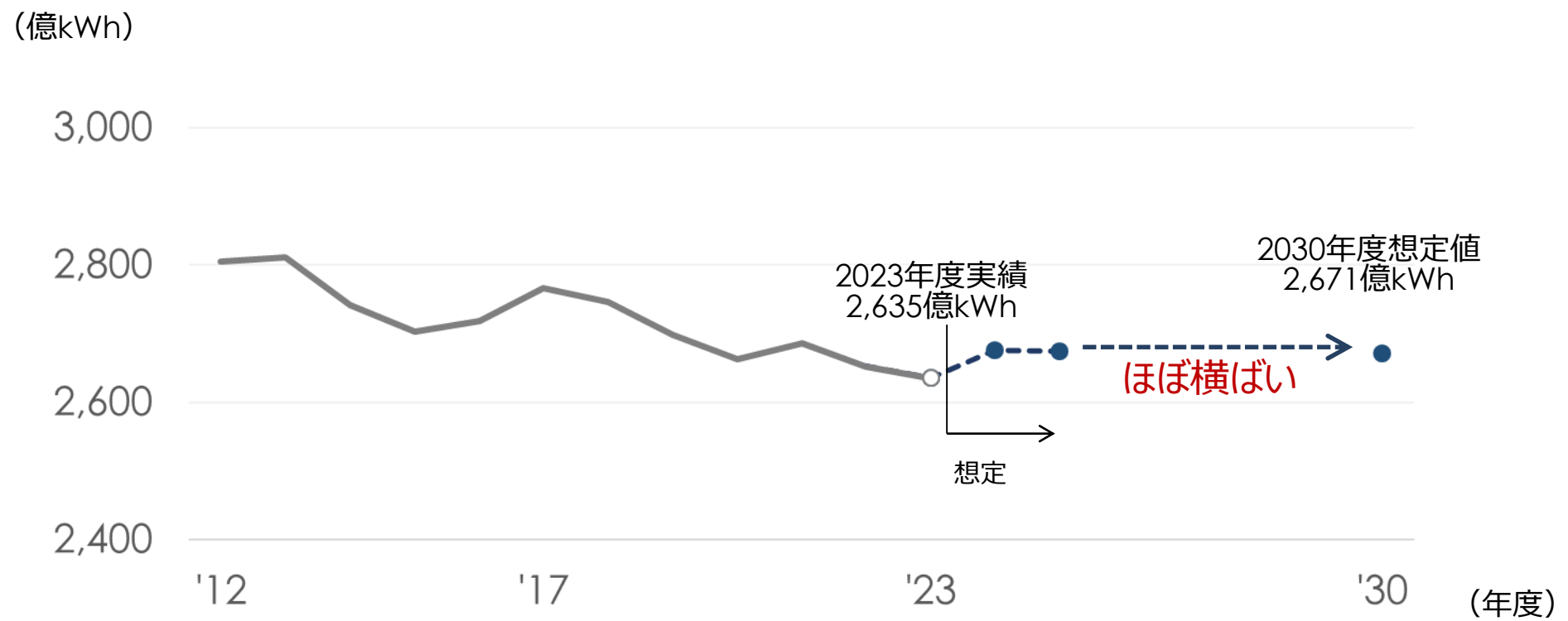


## 2. 安定的な電力需要を持つ首都圏を地域独占～②今後の見通し



- 2023年度の電力需要は、政府や自治体、電気事業者等からの節電呼びかけや小売電気事業者が実施する節電プログラム等影響により、前年度から減少傾向。
- 中長期的には、緩やかな経済成長や電化の進展等増加要素がある一方、継続的な省エネの進展等の減少要素も反映し、第四次総合特別事業計画においてはほぼ横ばいで推移するものと想定。

### 【当社エリア内の電力需要の見通し(四次総特)】



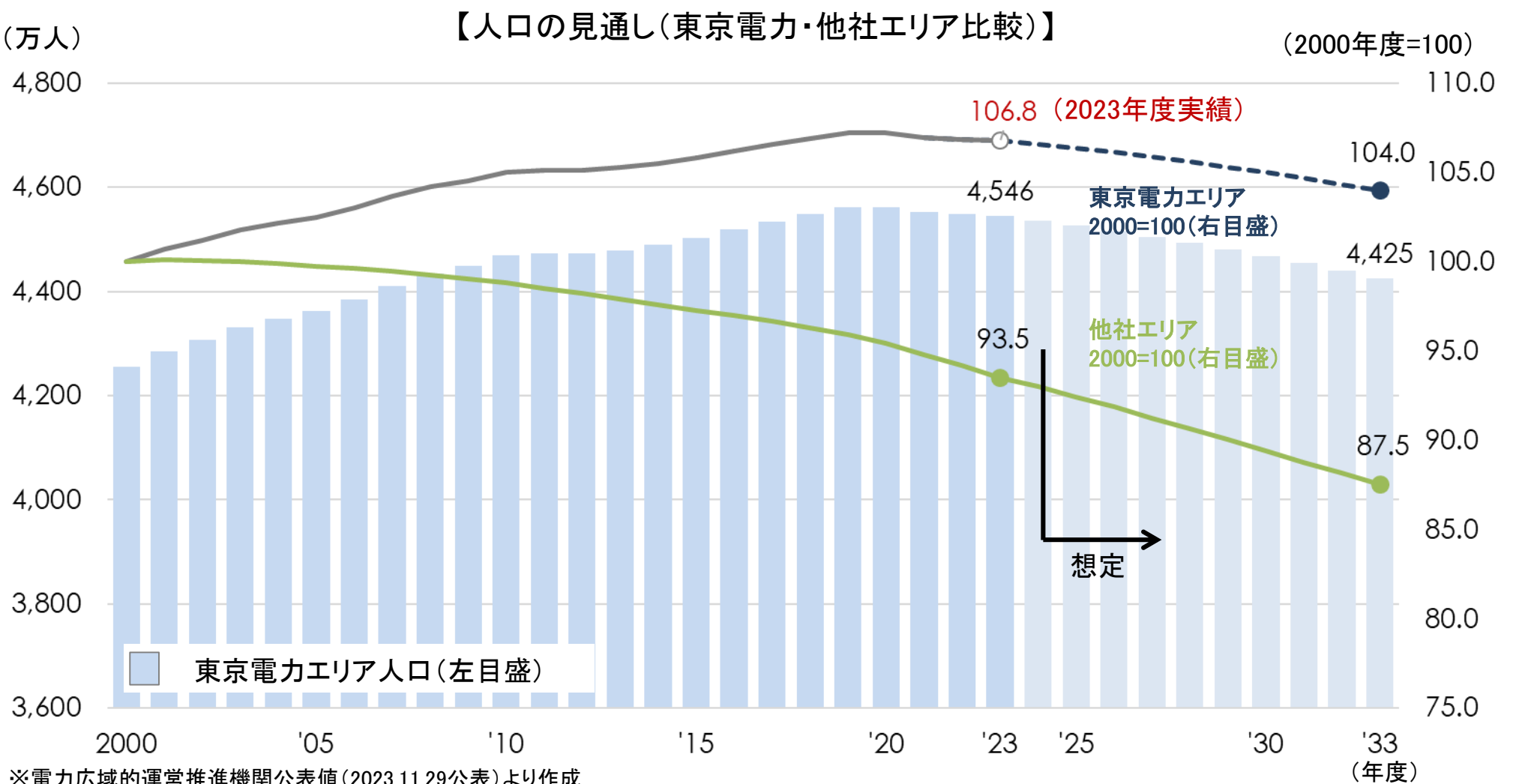
※ 足許においては、データセンターの普及等を背景に先々エリア需要が増加する可能性も見込まれる



# 【参考】人口の見通し



■ 当社エリア内の人口は、向こう10年間では大きく減少しない見込み。また、他エリアと比較しても減少幅は少ない。



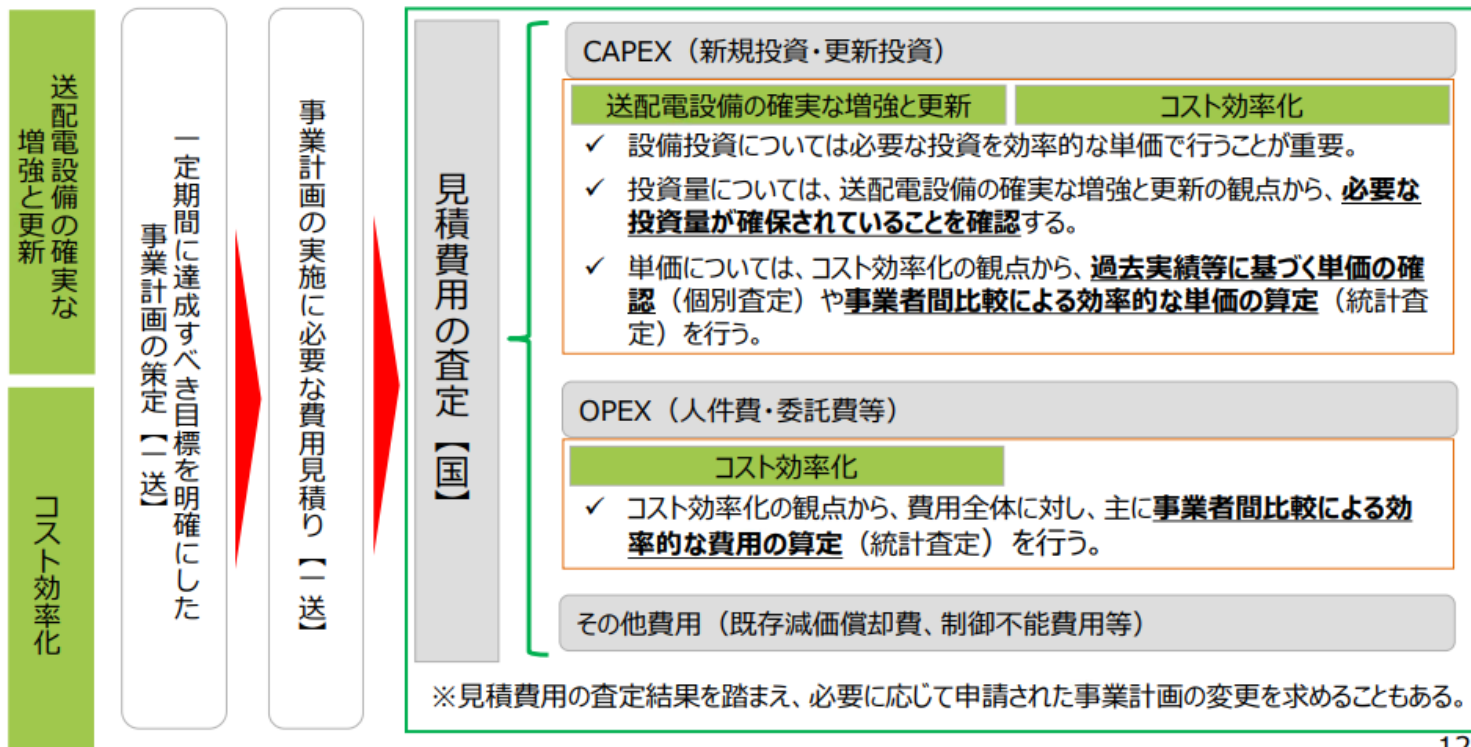
※電力広域的運営推進機関公表値 (2023.11.29公表)より作成



### 3. 託送料金(必要な投資の確保とコスト効率化の両立を目的とした託送料金制度)

- 再生可能エネルギー導入促進やレジリエンス強化等、送配電ネットワークが直面する課題をふまえ、一般送配電事業者における**必要な投資の確保(送配電設備の確実な増強と更新)とコスト効率化の両立**を目的として、2023年度より**新たな託送料金制度(レベニューキャップ制度)**が導入。
- 一般送配電事業者は、**送配電設備の更新等に必要な投資を加味したうえで、5年間の事業計画を策定し、その達成に必要な費用を「収入の見通し(レベニューキャップ)」として申請**(最終的に国による審査を経たうえで承認)。

#### ■ 収入の見通し算定の全体像



(出典)料金制度専門会合  
 中間取りまとめ 詳細参考資料  
 (2021年11月)

## 4. 安定的な財務体質～①貸借対照表の主要項目および従業員数



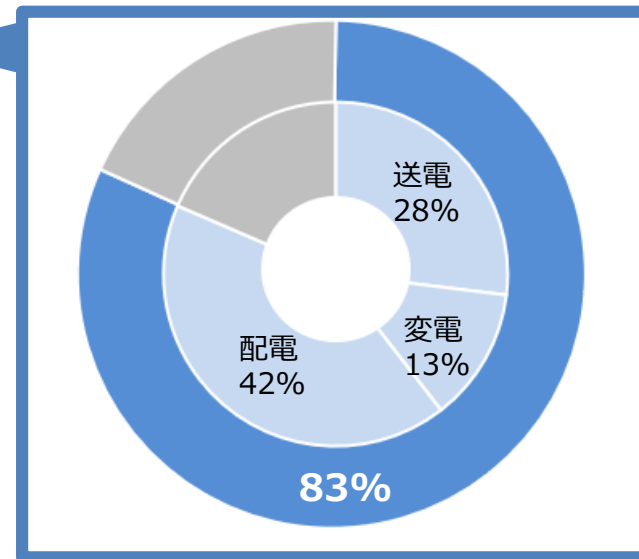
■ 固定資産の約8割は、確実な収益を生む送・変・配電設備で構成されている。

■ 貸借対照表の主要項目(2024年3月末 東京電力パワーグリッド連結)

	(億円)
資産合計	71,795
固定資産計	50,339
うち送・変・配電設備	41,024
流動資産計	21,456
負債合計	60,454
純資産	11,340

※ 2023年度有価証券報告書より作成。

固定資産に占める  
送・変・配電設備の割合



■ 従業員数(2024年3月末 東京電力パワーグリッド連結)

	(人)
従業員数	20,356

※ 2023年度有価証券報告書より引用。

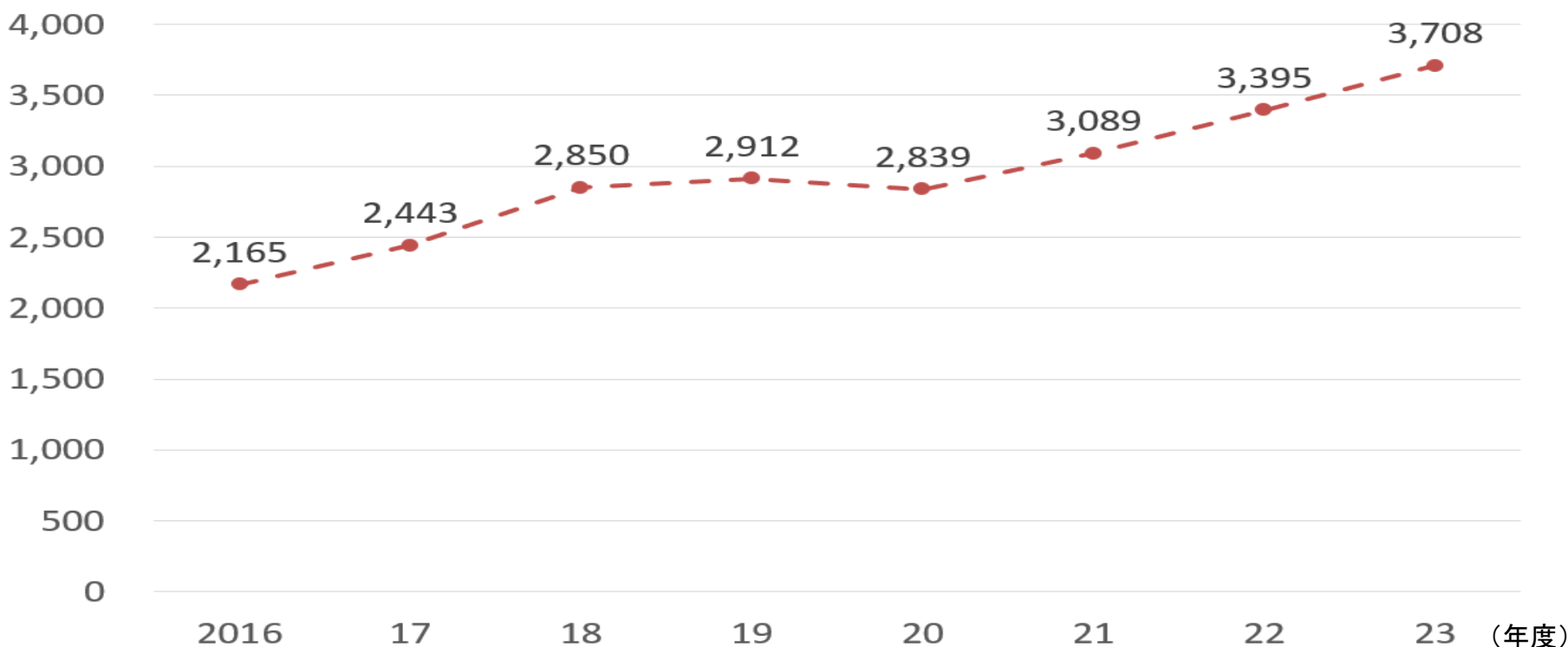


## 4. 安定的な財務体質～②設備投資

- 設備投資額は、2,000～3,000億円台／年程度で推移。
- 長期的な設備計画により、現在および将来の需給構造の変化に合わせた柔軟な設備形成の対応を目指す。
  - 将来的な電力需要変動に合わせた最適な設備構成。
  - 再生可能エネルギーの導入促進やレジリエンス強化など、送配電ネットワークが直面する課題への対応。

### ■ 設備投資額の推移(東京電力パワーグリッド連結)

(単位:億円)



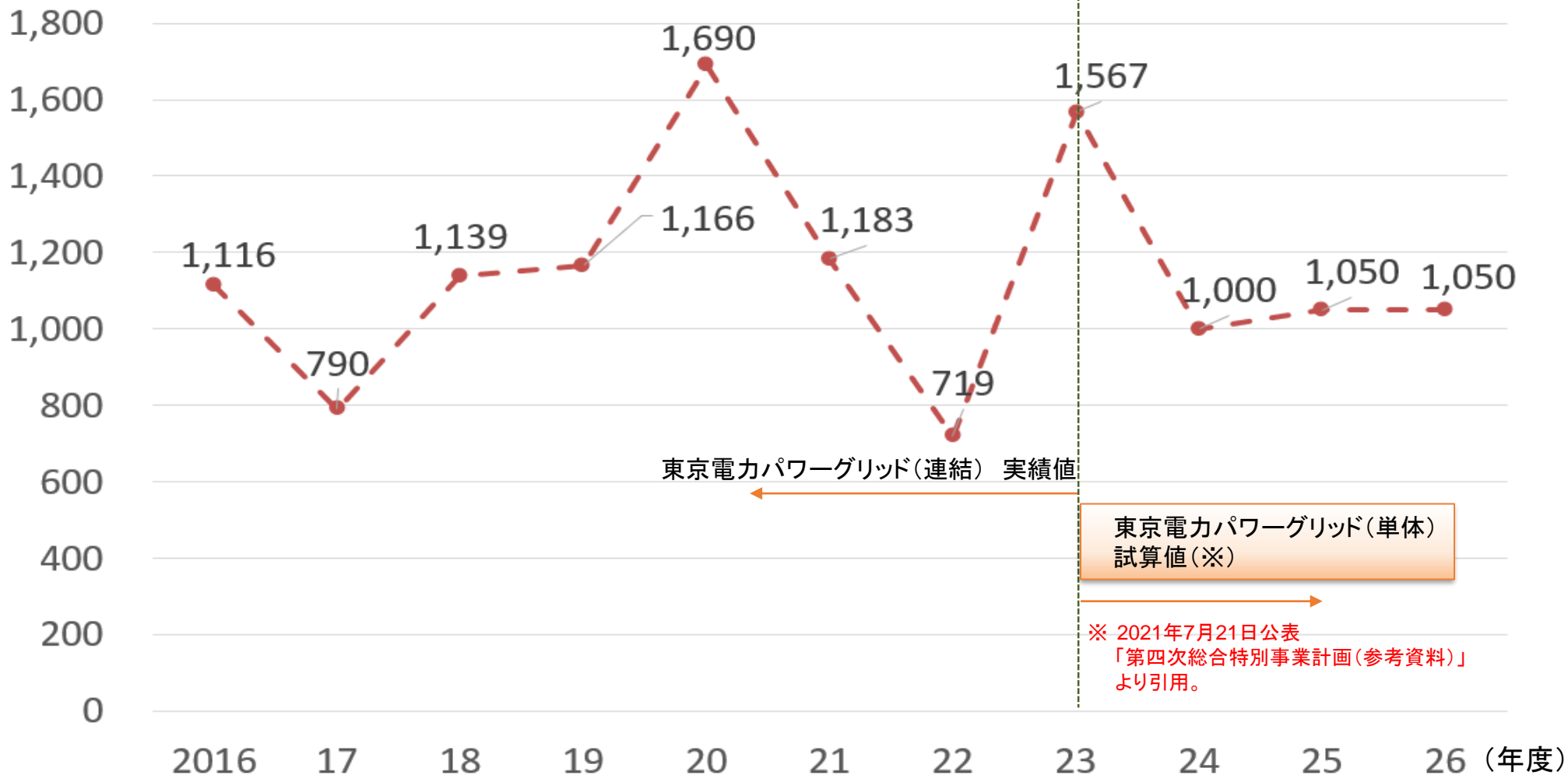


# 4. 安定的な財務体質～③経常利益(試算)

■ 経常利益は、概ね1,000億円／年程度で推移する見通し。

## ■ 経常利益の実績および試算推移

(単位:億円)



東京電力パワーグリッド(単体)  
試算値(※)

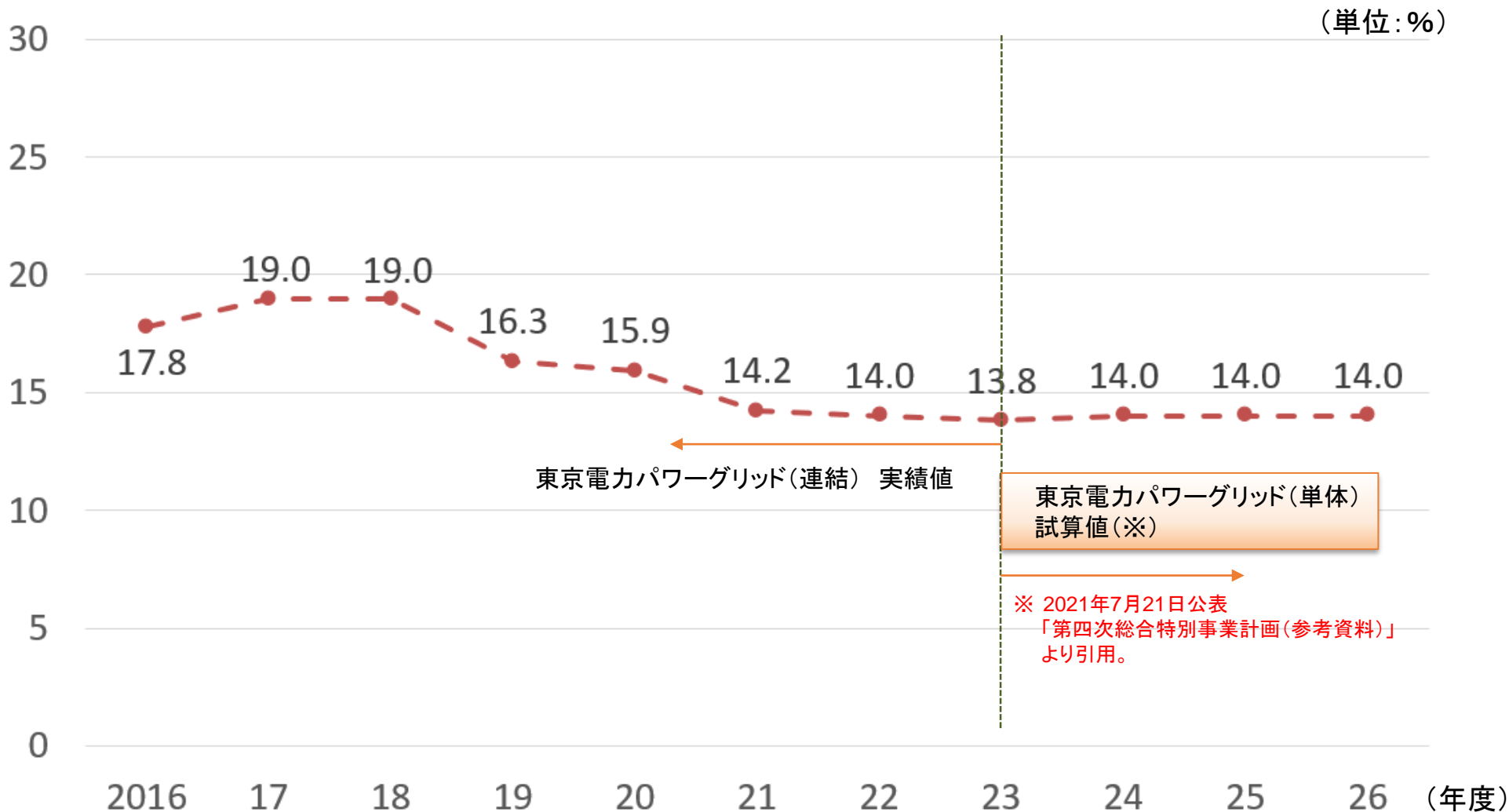
※ 2021年7月21日公表  
「第四次総合特別事業計画(参考資料)」  
より引用。



## 4. 安定的な財務体質～④自己資本比率(試算)

■ 自己資本比率は、安定的に推移する見通し。

### ■ 自己資本比率の実績および試算推移



## ご参考資料

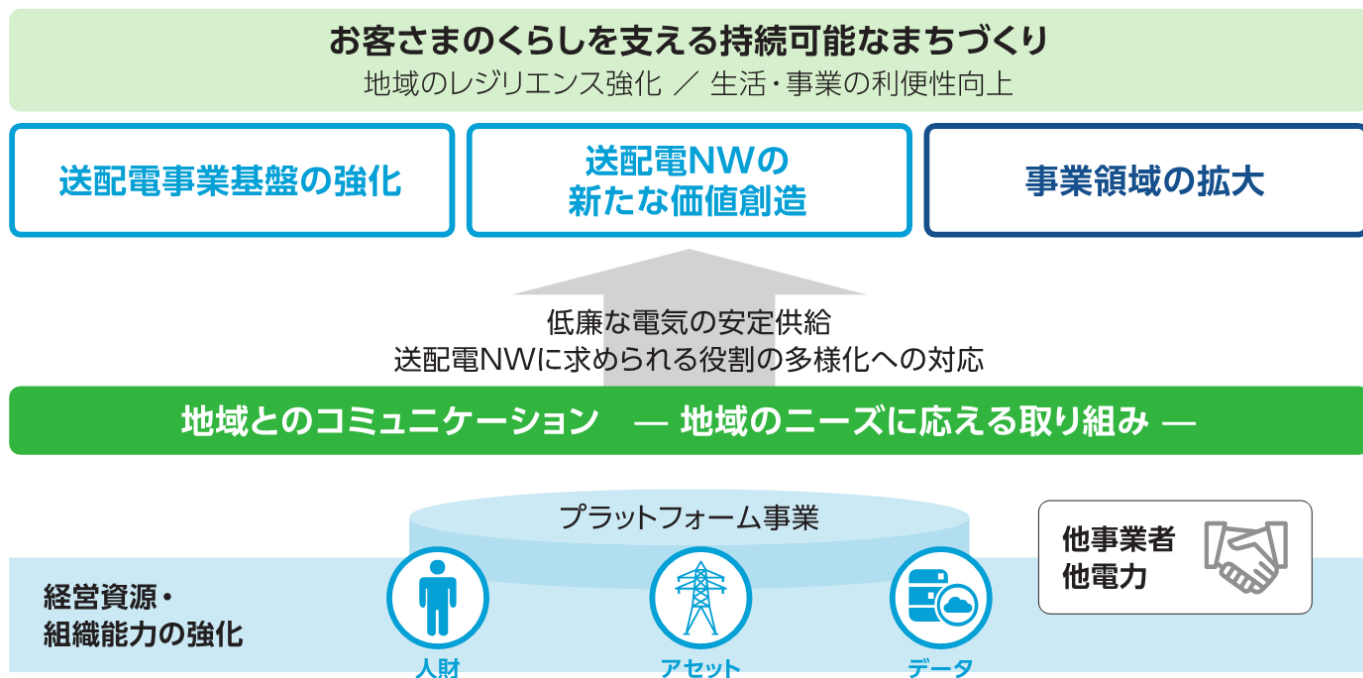
---





# 【参考】全体像～①事業方針

- 東京電力パワーグリッドの強みである、面的に配置された電力の保守運用技術・スキルを持った人財や、電力設備・電力データ等を最大限に活かし、地域・社会における自治体や事業者等の活動を支える基盤となるプラットフォームを構築する取組を通じて事業領域を拡大するほか、海外の送配電事業の推進等によりさらなる成長を図っていく。
- 加えて、自治体をはじめとした地域社会の方々と密にコミュニケーションを取り、ニーズに応える取組を進めるとともに、電力に限らず、さまざまな企業と積極的に連携することで、提供価値を安心・安全や利便性を高めるところまで深化させていく。
- また、展開したプラットフォームから得られる情報やノウハウ等を託送事業へ還元することにより相乗効果を生み出し、「電気の安定供給」と「事業領域の拡大」を両輪で進めていく。







## 電力供給

- 第1規制期間事業計画の完遂
- 第2規制期間以降の事業計画
- 設備保全計画に基づく設備更新工事の実施
- ノンファーム型接続の適用拡大
- 広域系統整備計画の推進
- 再エネ連系増に応じた地域供給システムの増強
- 再エネ連系増に応じた配電網の高度化
- 低コスト無電柱化展開開始(2025～)
- 水害対策完了(高リスク箇所)

## 経営効率化

- 生産性向上率 2.5%(年率0.5%)
- カイゼン・DXのさらなる進展
- 工事、工法カイゼン活動による効率化
- 自動飛行ドローンの活用開始(2024～)
- デジタル変電所の運用開始(2025～)

## 事業領域

- カーボンニュートラル社会に向けた持続可能なまちづくりに貢献する事業の展開
- 海外の送電・配電会社への出資参画、送変電設備の建設・運営事業への参画

# 【参考】カーボンニュートラル～①送配電ネットワークの対応



■ 2050年カーボンニュートラルに向けた送配電ネットワークの対応として以下の取り組みを推進。

## 基幹系統の広域化推進

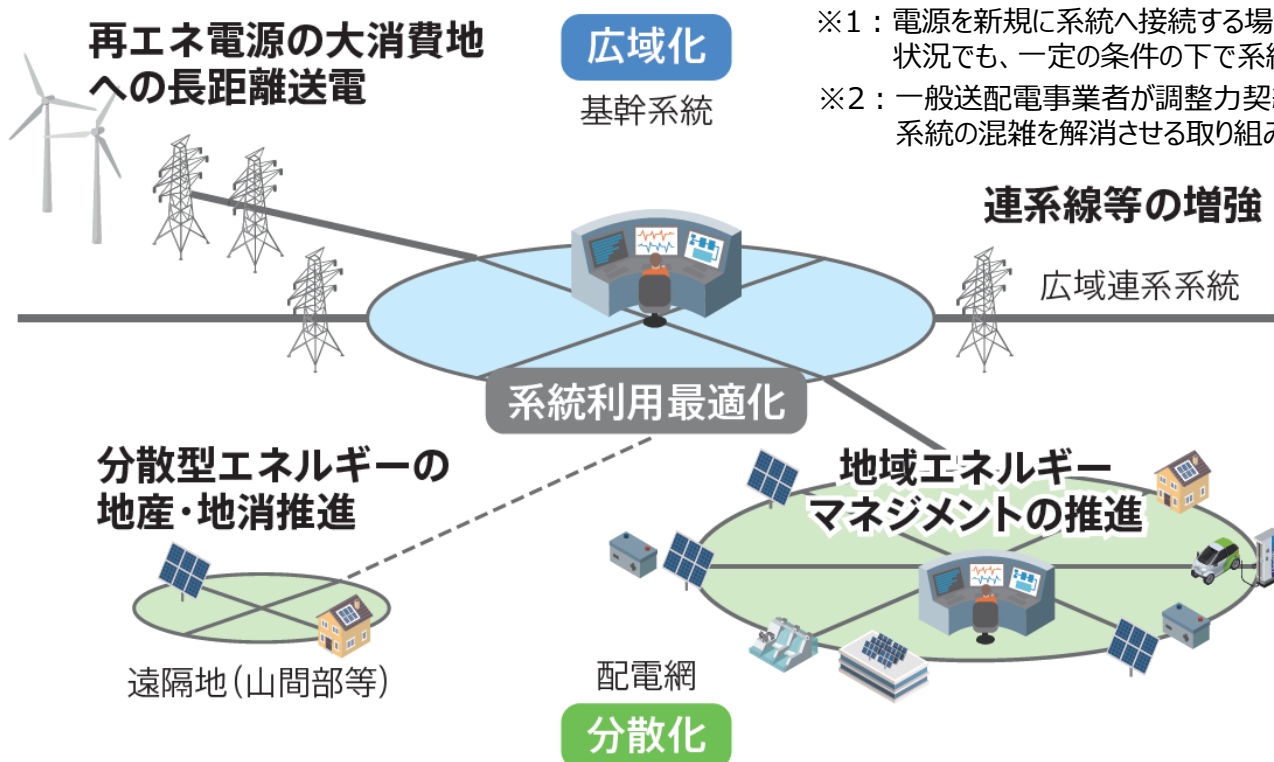
大規模洋上風力発電設備等当社エリア外の安価な非化石電源導入によるCO2削減を進めるため、費用対便益の高い地域間連系設備等の増強を推進

## 系統利用の最適化

コネクト&マネージ<sup>※1</sup>推進、再給電方式<sup>※2</sup>の導入や市場主導型の混雑管理への転換による再生可能エネルギー導入の拡大、分散型ネットワークと広域ネットワークを協調運用した系統全体の有効活用の実現

## 配電網の分散化

次世代の分散型グリッドへの転換、次世代スマートメーター等を最大限活用した地域エネルギーマネジメントの推進、新島・母島の実証で培った技術・知見を活かした、再生可能エネルギーの導入の拡大



※1：電源を新規に系統へ接続する場合に送電線の空き容量が不足する状況でも、一定の条件の下で系統への接続を認める取り組み

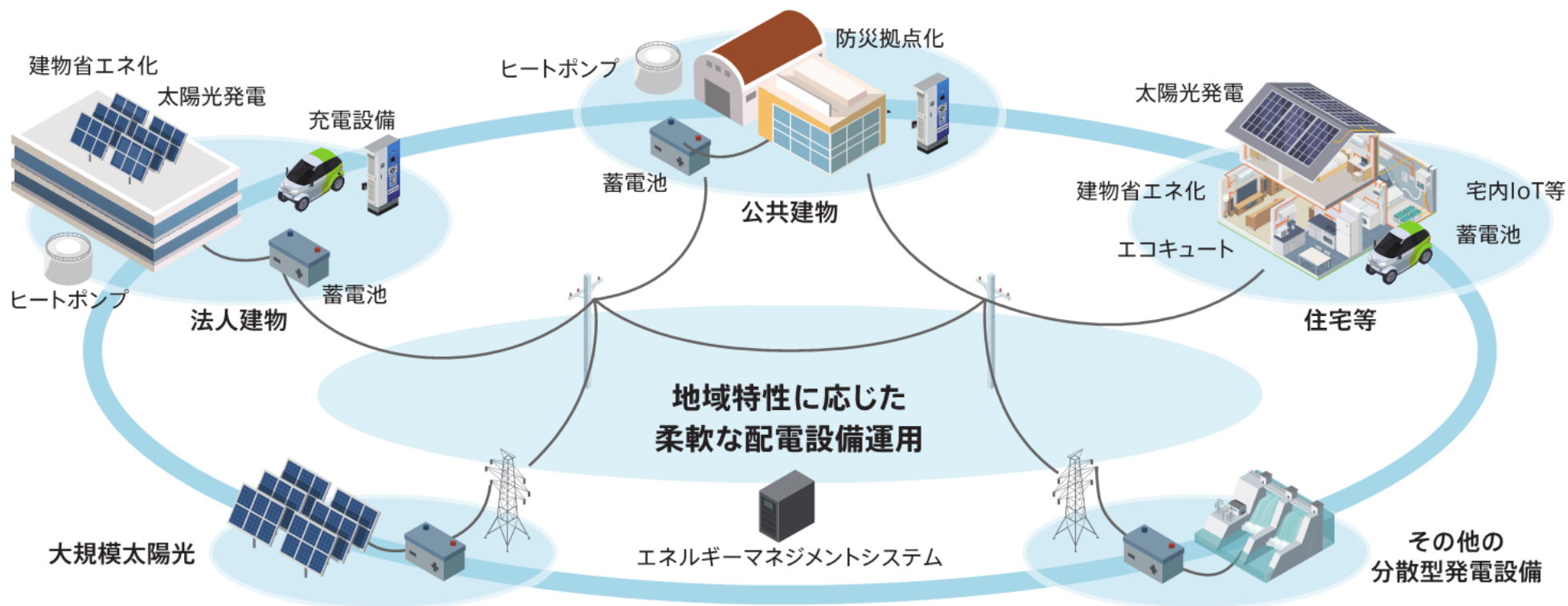
※2：一般送配電事業者が調整力契約をしている電源を活用して、基幹系統の混雑を解消させる取り組み

# 【参考】カーボンニュートラル～②災害に強いまちづくり



- 当社グループは、カーボンニュートラルをめざす自治体と協働し、開発構想段階から伴走支援を実施。
- 自治体、地域企業、開発事業者(商業施設・住宅)、インフラ事業者等の多彩なステークホルダーとの共創、地域レベルでのカーボンニュートラル施策を推進し、多様な地域課題にお応えしていく。

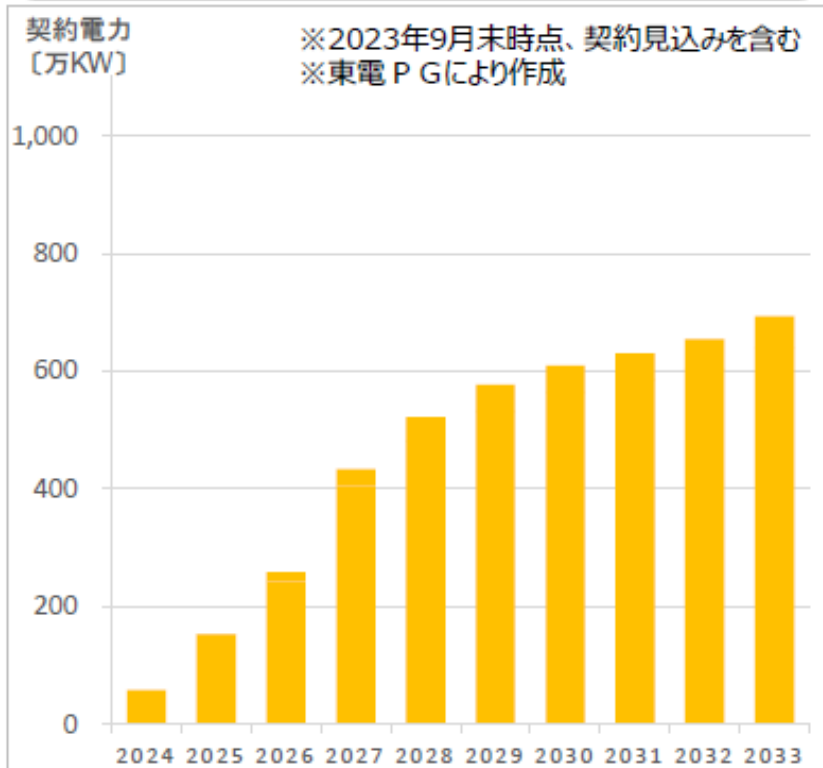
## 脱炭素先行地域づくり事業におけるビジネスモデル





- データセンター新增設に伴う申込済の契約電力は、2033年度時点で約700万kWの見込み。特に、千葉印西エリアはデータセンターの動静が旺盛なことから、千葉印西変電所(275/66kV)を新設し、2024年6月5日から運用開始。
- データセンター新設に伴う電力需要増に対応するため、更なる変電所新設等の増強工事を実施予定。また、新設を検討されている事業者に対して、再エネが普及している北関東エリア等をご案内。集中立地を防ぐとともに、電力の地産地消により、工期の短縮やコスト低減を実現していく。

### データセンター需要動向



### 千葉印西エリア洞道内



※当該規模の洞道工事は、計画から竣工まで8年程度かかるが、4台のシールドマシンを投入し、約4年9か月の工期に短縮

# 【参考】系統利用の最適化～①ノンファーム接続による再エネ導入拡大

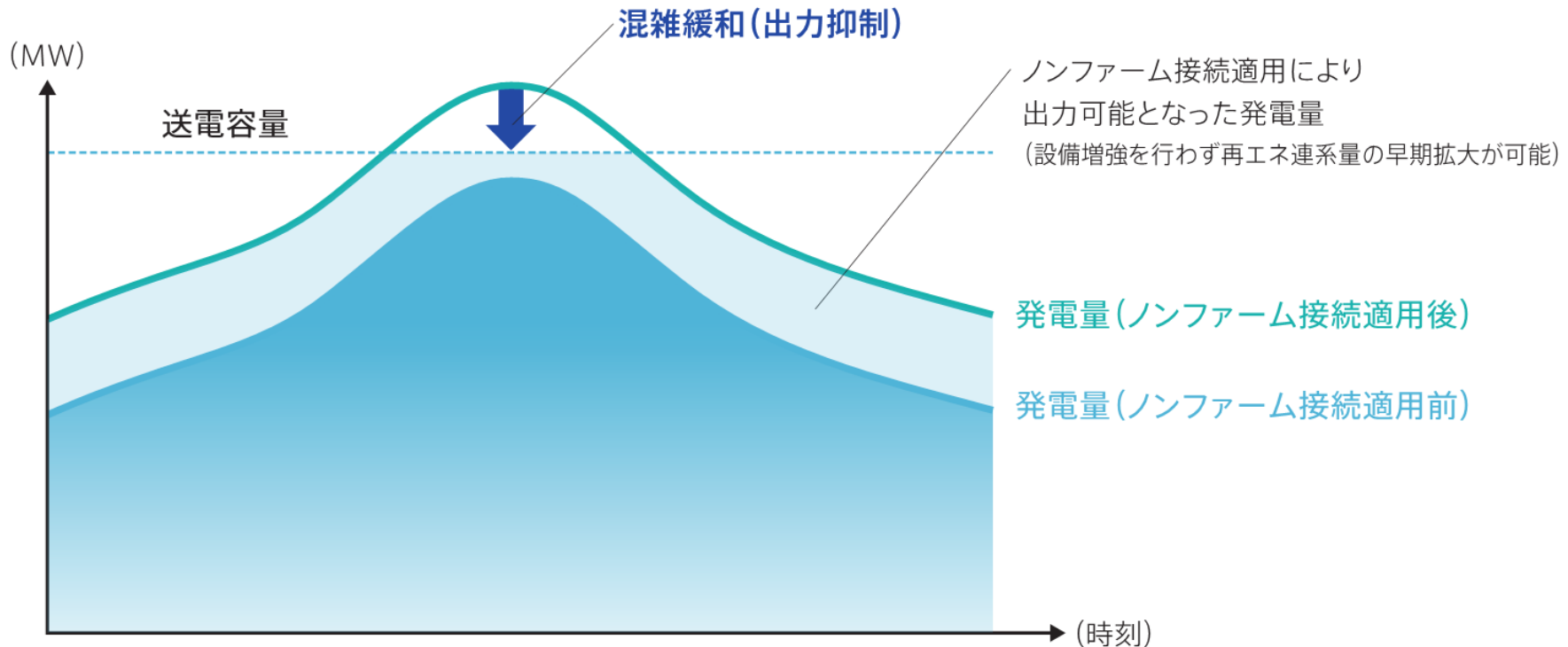


- ノンファーム接続とは、系統混雑時の出力抑制※1を条件に、既存設備の空き容量を最大限に活用することで、再エネ導入を円滑に進める運用を指し、再エネの早期連系・導入拡大および出力抑制の回避に寄与。
- これまで基幹系統において適用していたノンファーム接続を2023年4月よりローカル系統まで適用拡大し、東京電力パワーグリッドの事業エリアにおいて2024年7月末時点で約360万kW※2の契約申込を受付。

※1：運用の容易さ、安定供給・環境性の視点も踏まえメリットオーダーに従い実施

※2：ノンファーム接続の全国展開（2021年1月13日）以降の類型

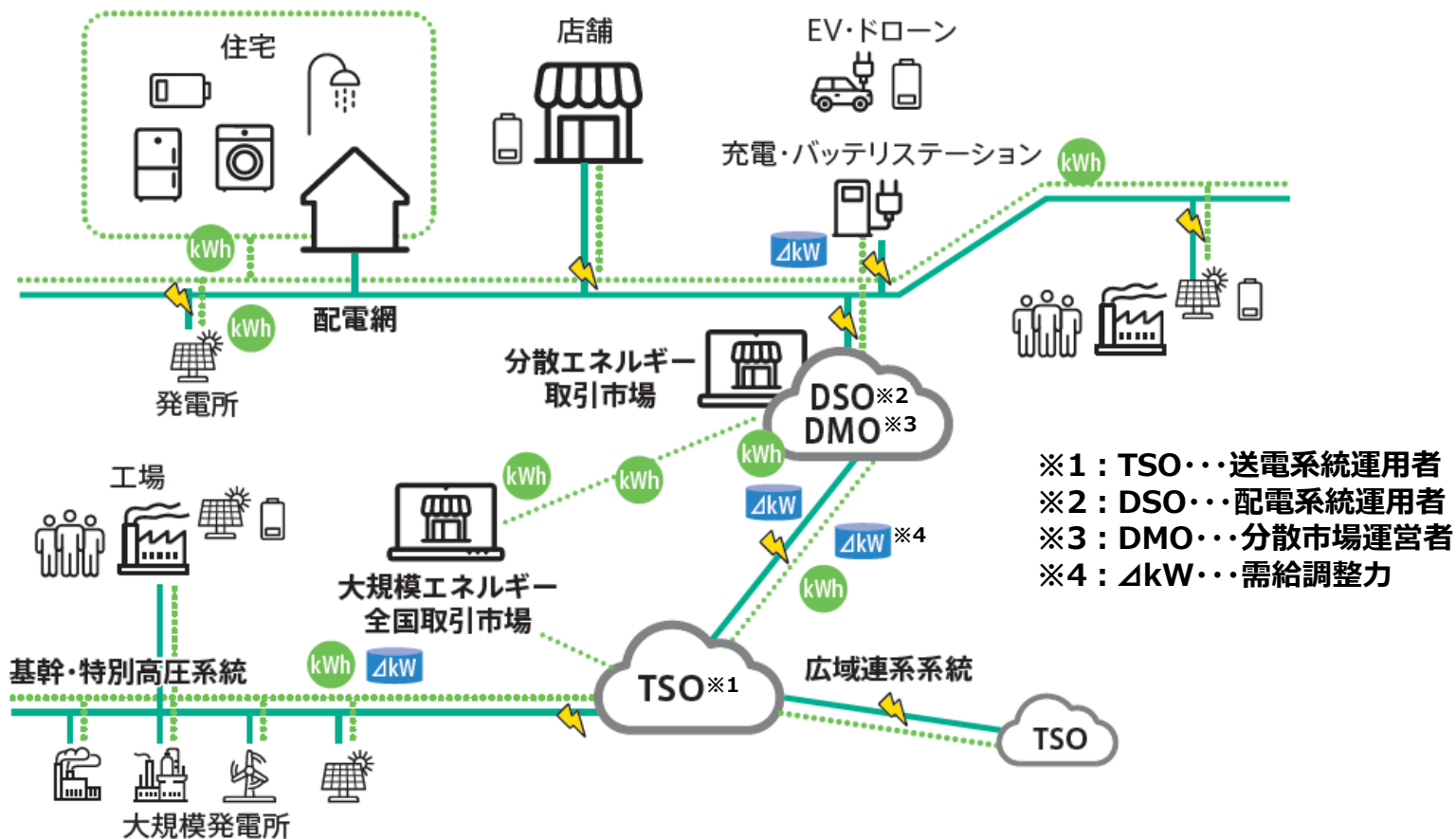
ノンファーム接続適用前後での発電量の変化



# 【参考】系統利用の最適化～②技術開発

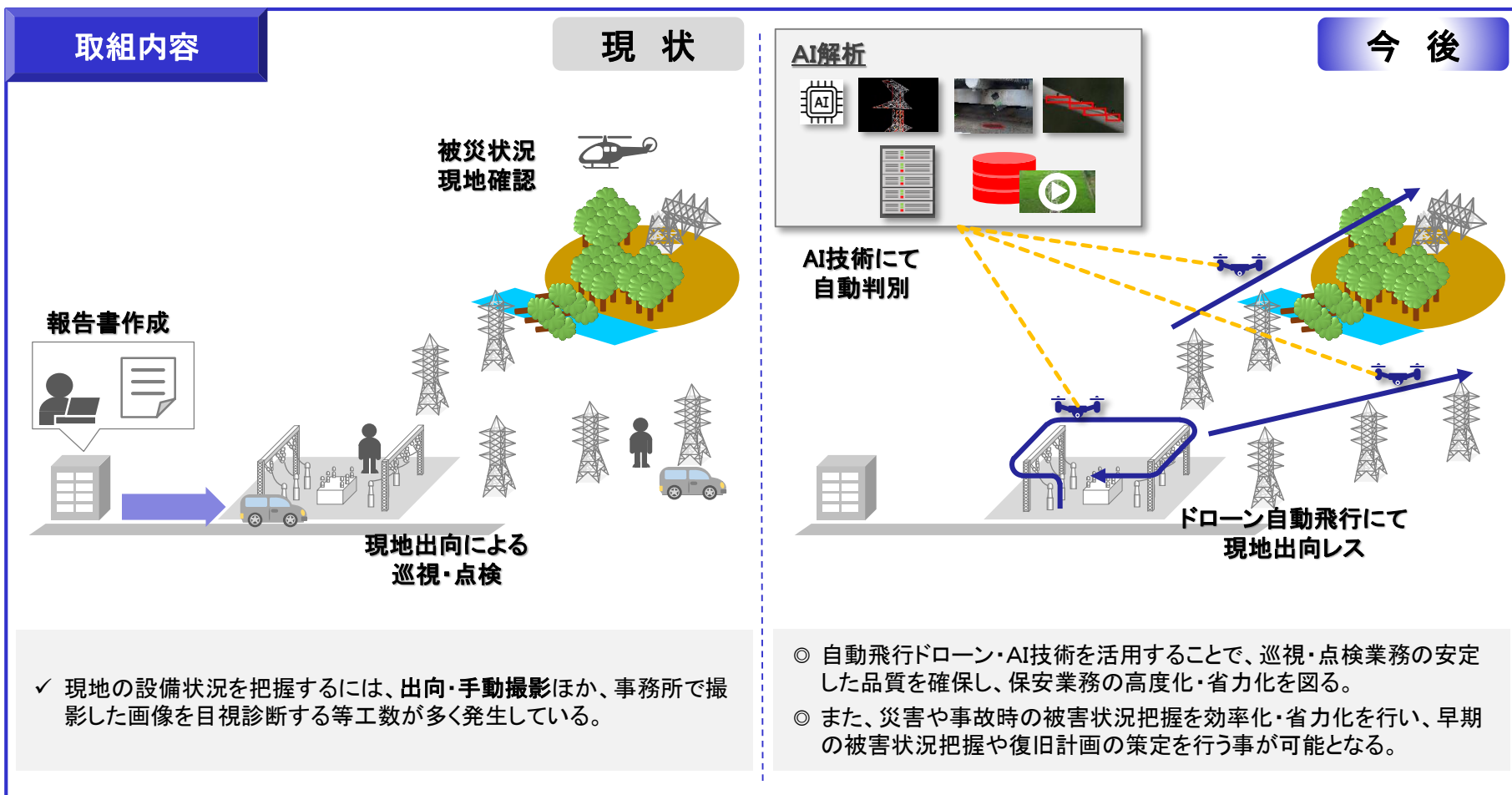
- 市場取引により、分散型エネルギーリソースの地産地消を推進し、系統利用の最適化と再生可能エネルギーの有効活用を実現していく。
- 分散型エネルギーリソースを最大限活用するためのシステムに必要な技術開発を行い、フィールド実証におけるシステム活用の実現性を評価していく。

## 分散型エネルギーの取引実証イメージ



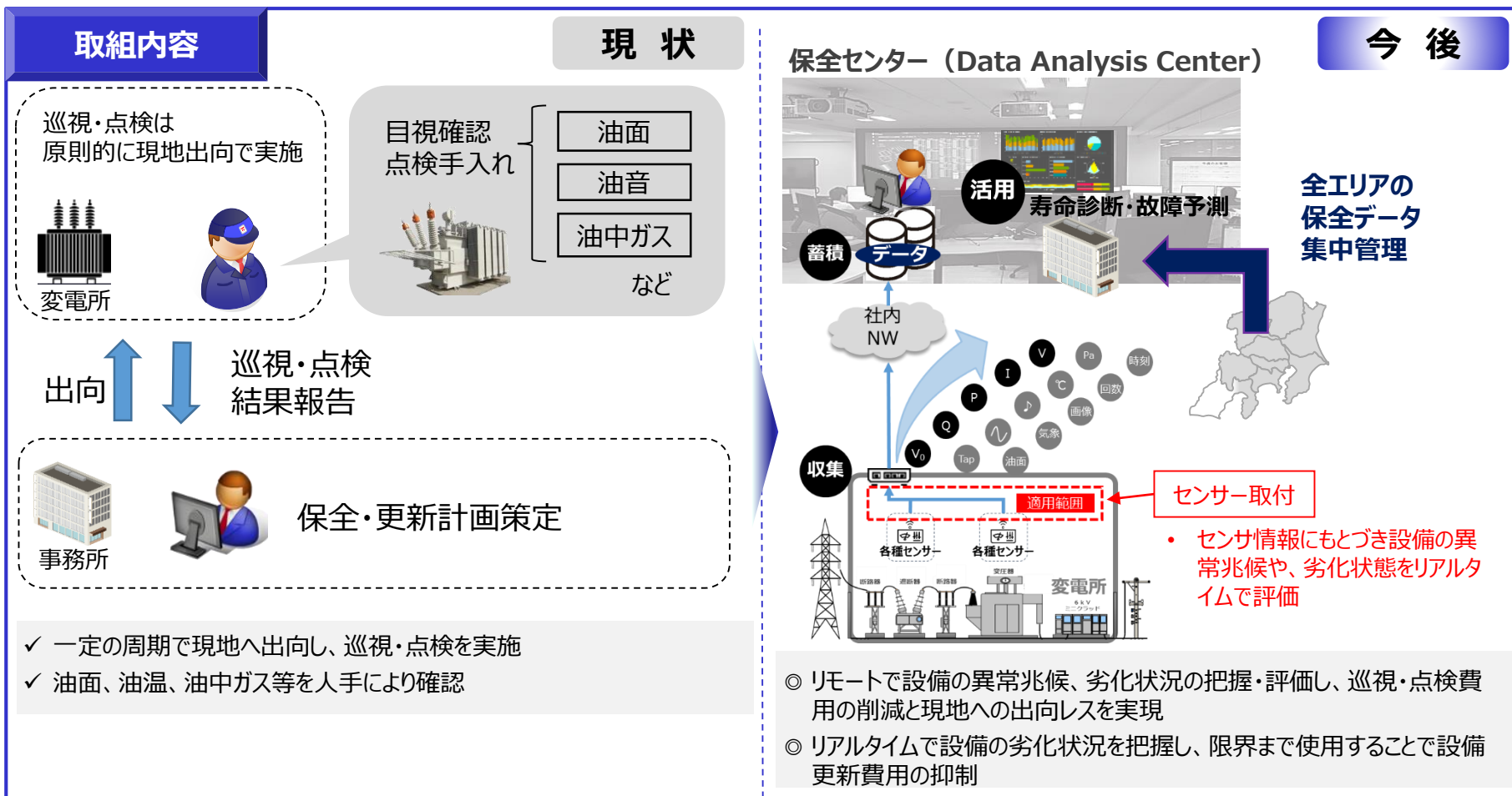
# 【参考】デジタル化の推進～①ドローンの活用

- 設備の巡視・点検業務は、現地出向による目視確認が基本となっており、多くの人手と時間を要しております。また災害時には、周囲環境の悪化等により、通常時より多くの人手と時間が必要となる。
- 自動飛行ドローンで設備状態を撮影し、AIで異常箇所を自動判別することで、巡視・点検業務の効率化・省力化、また、災害時ドローン活用により早期復旧を行い、保安業務の高度化を図る。



# 【参考】デジタル化の推進～②変電所のデジタル化

- 現在、変電所の巡視・点検は原則的に決められた周期で現地へ出向し、人手で状態の把握を行っており、多くの人手と時間を要している。
- 機器にセンサーを取り付けることにより、リモートでリアルタイムの設備の異常兆候、劣化状況の把握・評価することで、現地への出向時間の削減や巡視・点検費用等を削減する。

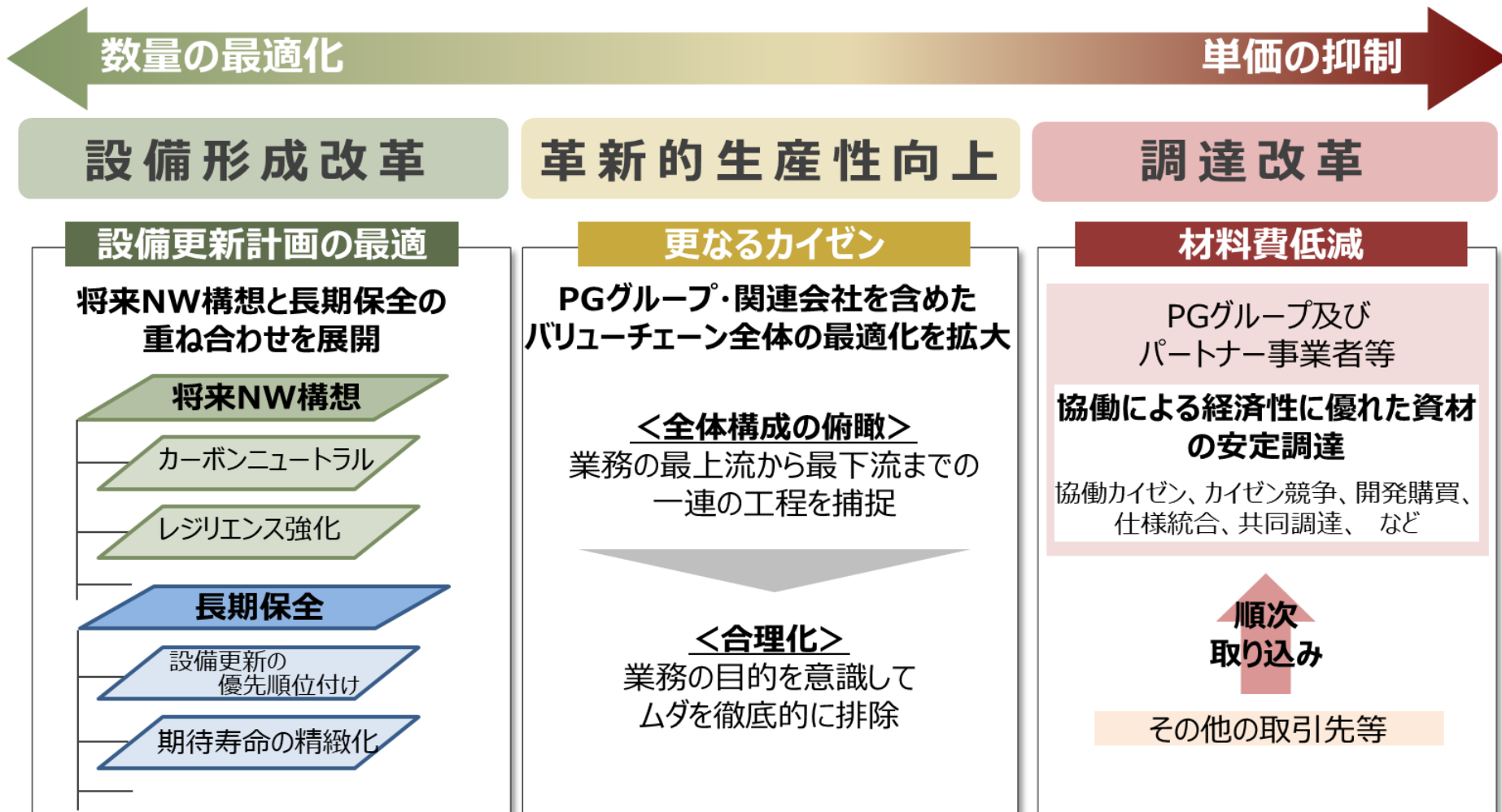






# 【参考】経営効率化に向けた取り組み～①基本方針

- 安定供給と託送原価低減の両立を果たしつつ、世の中の変化を的確に捉え、お客さまの期待を超える価値の提供の実現に向け、革新的な経営効率化を実践。
- 「設備形成改革」「革新的生産性向上」「調達改革」の3つの切り口により、数量の最適化と単価の抑制を掛け合わせた効率化を加速させ、ネットワークの進化への基盤を構築。

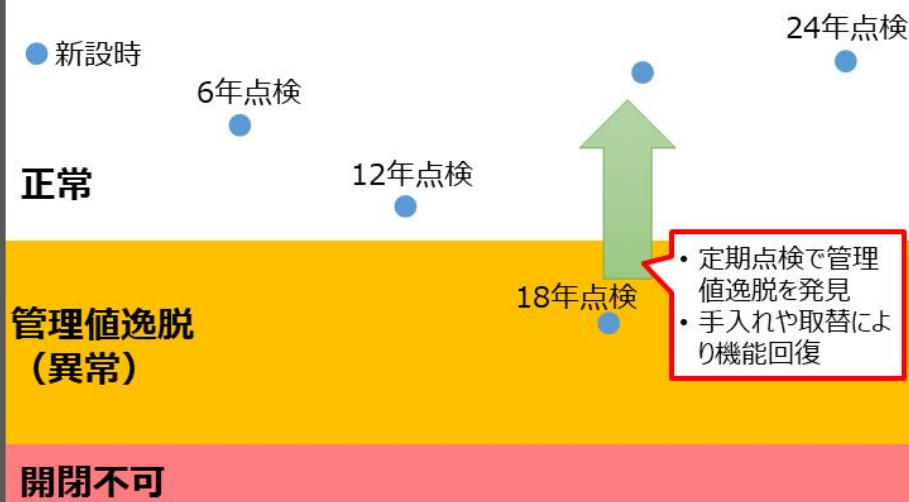


# 【参考】経営効率化に向けた取り組み～②事例(保全の合理化)

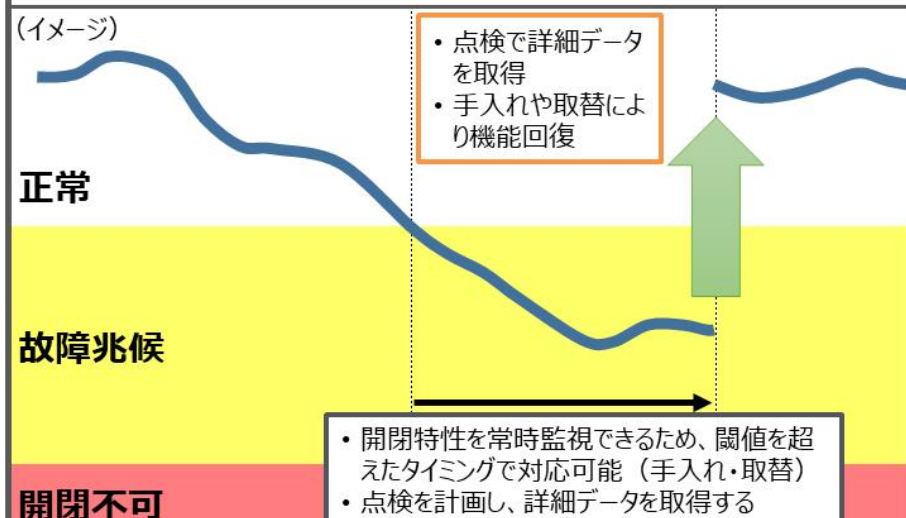
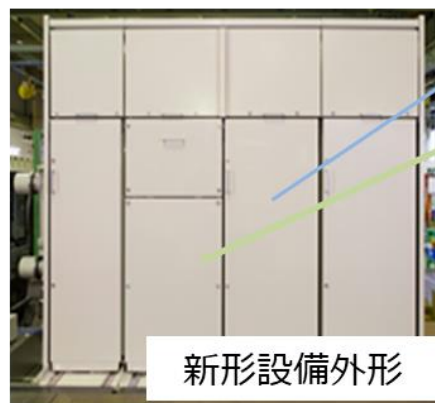


- 開閉設備として新形6kV固体絶縁開閉装置(スマートSIS)を適用。
- スマートSISは、センサの実装によって、遮断部等の動作時間測定により操作機構部の状態確認や、箱内等の温湿度測定によるシール部等の健全性を常時診断可能とする。

## Before : 定期点検による状態把握

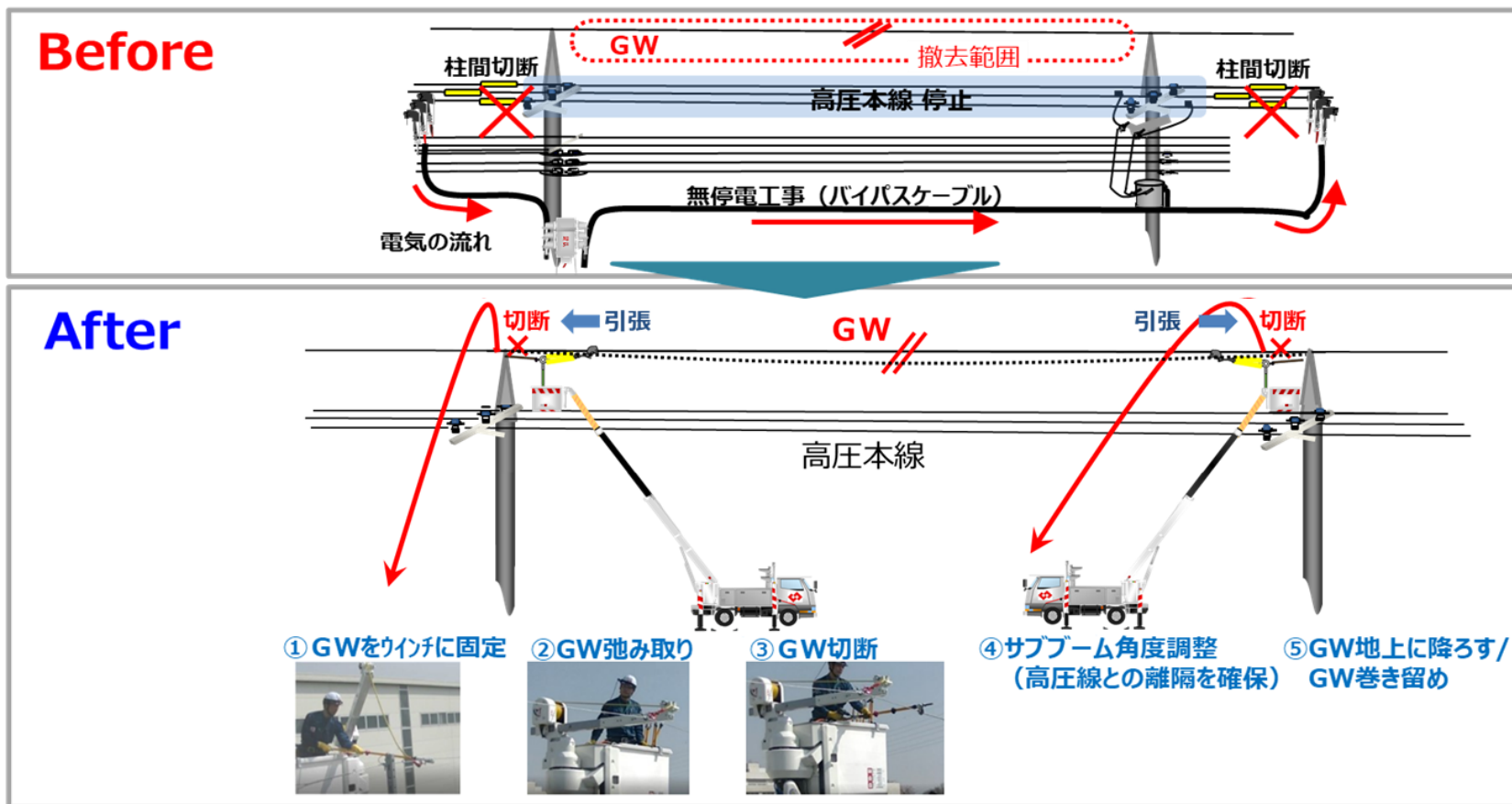


## After : センシングによる状態把握 ※常時監視



# 【参考】経営効率化に向けた取り組み～③事例(工事の効率化)

- 配電線路を雷から保護する架空地線(以下、GW)については、近年では電柱上の耐雷設備で保護しており、加えて経年劣化が進んだGWは断線し公衆災害に繋がる虞があることから、計画的な撤去を実施。
- 従来は工事規模が大きい無停電工事で対応していたが、現在は電柱両端の高所作業車でGWを吊り上げ、安全に地上へ降ろすことで無停電工事を回避する新たな撤去工法を開発し対応。  
(2023年度効率化額 ▲約200百万円/年)





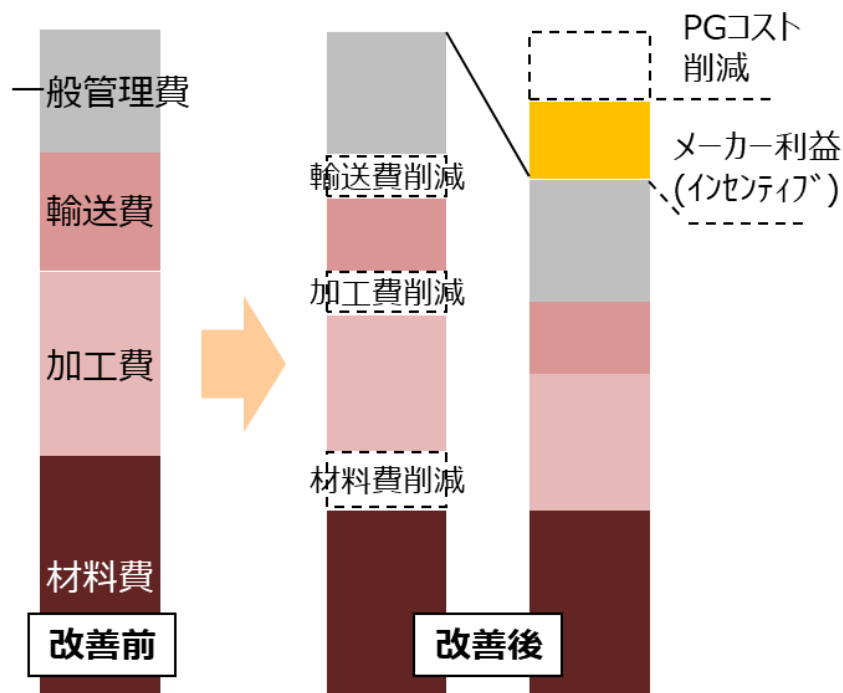
# 【参考】経営効率化に向けた取り組み～④事例（調達の効率化）

- 単価低減に向けた施策として、活動の目的を共有・合意したうえでメーカーと協働しながら生産性を向上し、原価改善を実現する協働カイゼンに取り組む。
- 従来、メーカーの範疇として入り込まなかった設計や製造工程まで詳細に把握し、製造原価を共有したうえで、当社側の要求性能や発注方法の見直し・仕様統一等の検討を進める。
- メーカーからの提案を促進するため、協働カイゼンの効果については、最大50%をインセンティブとして還元する仕組み。



- 【検討項目】
- ✓ 仕様合理化・統一
  - ✓ 発注方法
  - ✓ 製造(加工)方法
  - ✓ 材料
  - ✓ 工法カイゼン 等

### 【協働カイゼンイメージ（モノ）】





## 目標

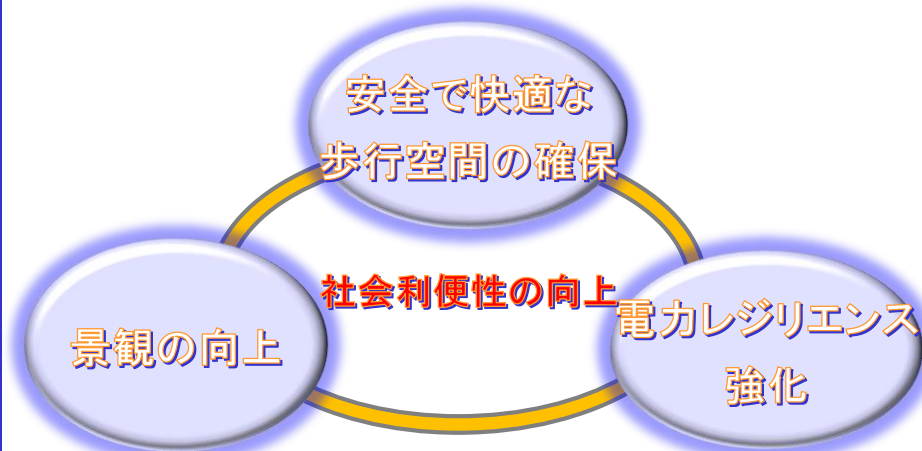
国の無電柱化推進計画にもとづき、関係自治体等と合意した路線等について、無電柱化工事を確実に実施する

### （目標設定の考え方）

- 無電柱化推進計画をふまえ、施工力・施工時期や各道路管理者の道路工事状況を加味した工事計画を策定し、実施することを目標と設定

## 実施事項

- 無電柱化推進計画にもとづき、2023～2027年度で882kmの無電柱化を実施。
- 社会利便性を高める基盤設備として、電力レジリエンスの向上はもとより、電柱レスによる景観の向上等、次世代型のまちづくりにも積極的に貢献していく。



- 電柱倒壊リスクの解消・災害等に対する電力レジリエンス強化を通じた安定供給の実現
- 円滑な交通の確保、景観形成、観光振興などの社会的便益の実現(まちづくりへの貢献)



市街地再開発事業による無電柱化事例(東京ミッドタウン)

# 【参考】サービスレベルの向上～顧客満足度の向上

## 目標

- 顧客満足度の向上へ繋がる次の取組を着実に実施する
  - お客さまの利便性向上に資する取組の推進
  - 災害時における対応力の向上

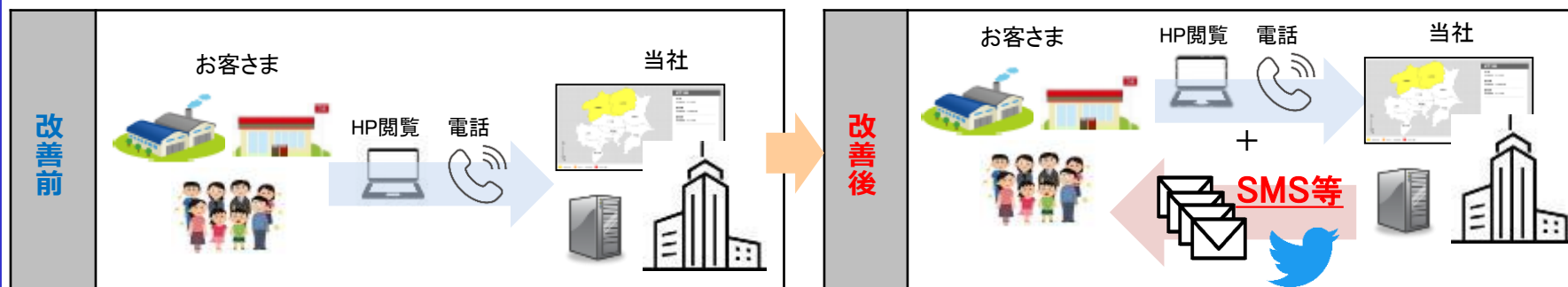
### (目標設定の考え方)

- 電話による問合せや現場等においてお客さま等から日常的にいただくご意見をふまえて、顧客満足度向上に資する取組を目標として設定
- 当社HP上で実施した意見募集の結果をふまえて、実施事項(請求書様式の統一)等を追記

## 実施事項

- お問い合わせへの対応力拡充のための施策を展開。
- 託送料金の請求に係るサービスを向上。
  - 請求書様式の統一
- 災害時における対応力向上に資する対応を実施。
  - 社外公開システムの機能拡充およびホームページの更新を検討
  - 能動的な情報発信を目的とした手段の拡充
    - 東京電力PG公式Twitter、公式スマホアプリのプッシュ通知等を活用、SMS等による配信環境構築

### 顧客接点の増強(UX向上)

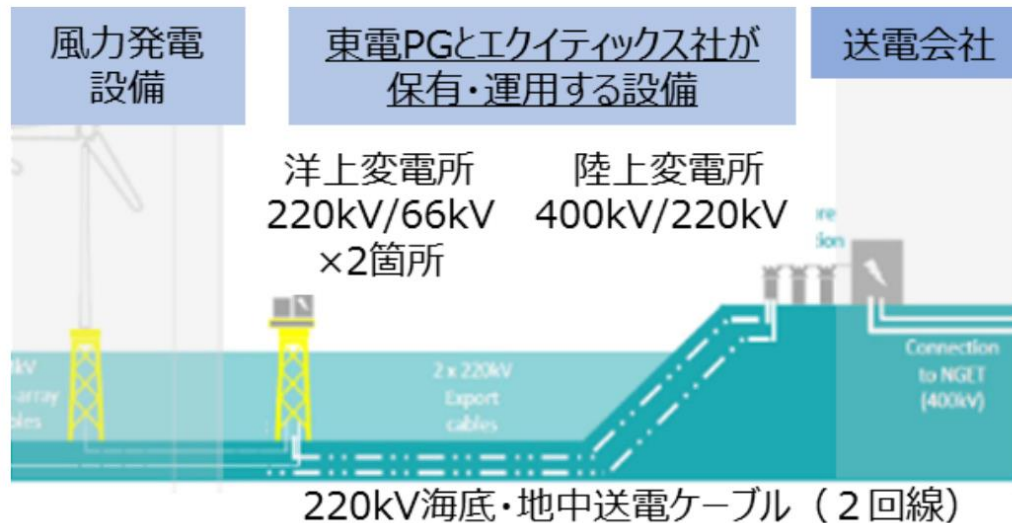


# 【参考】事業領域の拡大～海外送配電事業

- 国内で培った安定的な送配電ネットワークの構築・運営等の強みを活かして、海外事業の推進により、さらなる成長を追求し続けていく。

## 洋上風力発電所向けの海底送電事業 (Triton Knoll OFTO)

英国のインフラファンドであるエクイティックス社と共同で英国イングランド東部沖に位置するトライトンノール洋上風力発電所における送電線の保守・運営事業に出資参画します。送電線および変電設備の所有権・運営権の取得後、事業運営を23年間にわたって行う予定です。事業参画を通じて、海外設備に関する技術的な知見を国内へ還元し、送配電ネットワークの強化やコスト削減に努めてまいります。



洋上プラットフォーム(変電設備)



# 【参考】レベニューキャップ制度導入による変更点

	変更後(2023年4月以降)	変更前
規制期間	5年	なし(原価算定期間は3年)
定期洗替	あり	なし
料金設定	事業計画・達成すべき目標に基づき、規制期間内の収入上限(5年計)を設定 ※ 託送料金単価は5年フラットを基本とし、合理的な説明があれば年度毎の設定も個別に認める。	料金単価(3年平均)を設定
手続き (収入調整)	期中の収入上限変更:承認 期中の料金単価変更:届出 ※収入上限を超えない範囲であれば、期中の料金単価変更は届出。期初収入上限/料金単価設定は承認/認可。	料金値上:認可 料金値下:届出 ※超過利潤累積額が一定水準を超過した場合等は料金変更命令
料金審査	アセットマネジメント(リスク評価)手法および統計査定の導入	厳格な科目ごとの個別審査が中心
コスト効率化 促進	定期的に収入上限を査定 事業者自らの効率化インセンティブが働くスキーム(他社比較、効率化係数、利益(損失)の調整)の導入	認可申請時の厳格査定 超過利潤は一定水準まで内部留保を認容
必要な 投資確保	外生的な費用変動や需要変動等を機動的に収入上限に反映(翌期・期中調整) 事業計画に基づく達成すべき目標の設定	原則、料金値上げを行おうとする場合には認可申請が必要

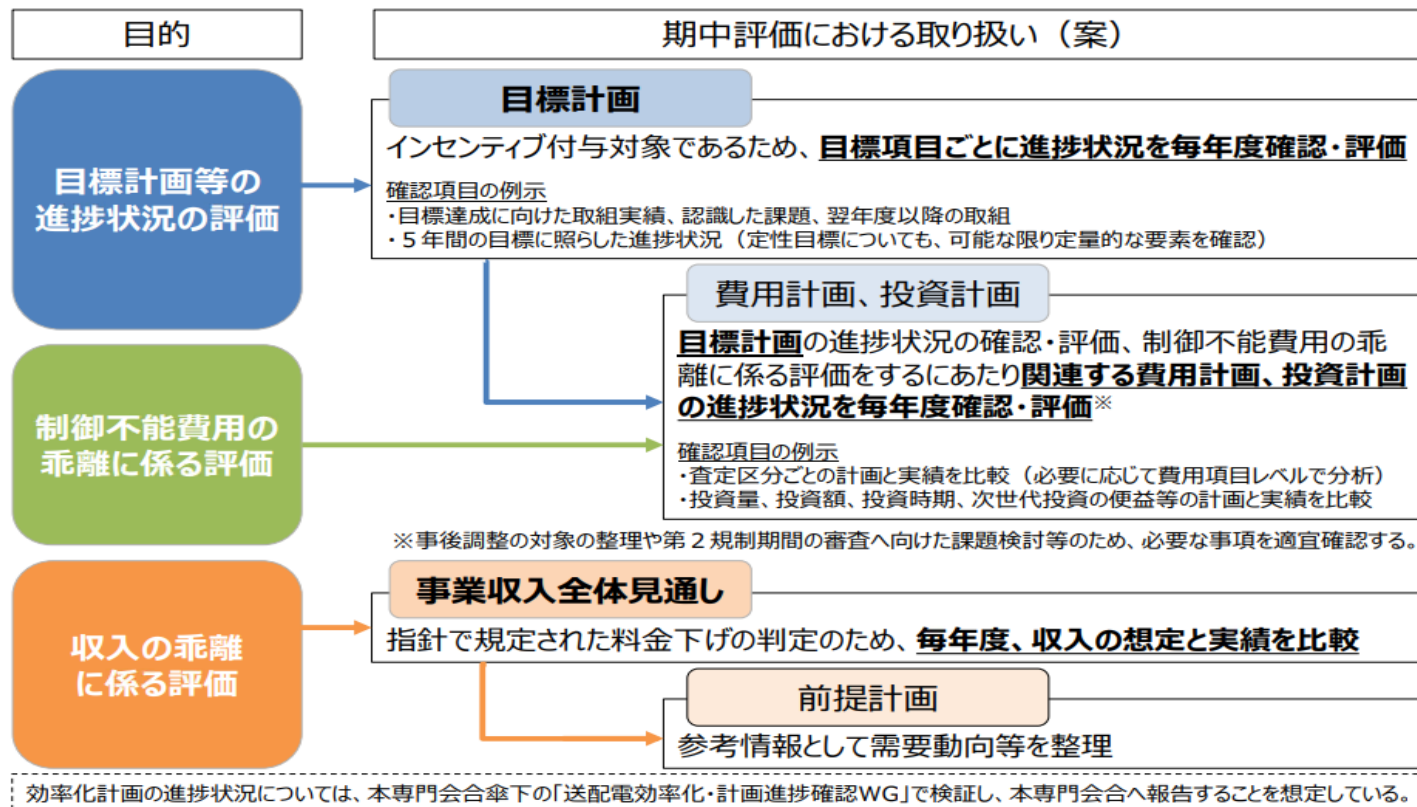




# 【参考】レベニューキャップ制度における期中評価について

- レベニューキャップ制度では、期初に各事業者が提出した5年間の事業計画の進捗状況について、国が毎年度確認・評価を行う。(以下、「期中評価」という。)
- 現在(2024年9月時点)、本制度の初年度となる2023年度の実績について、事業計画の計画的な実施や第2規制期間に向けた課題検討等の観点に沿って、期中評価が行われており、今後国による取りまとめが行われる予定。

## ■ 期中評価での確認・評価項目について

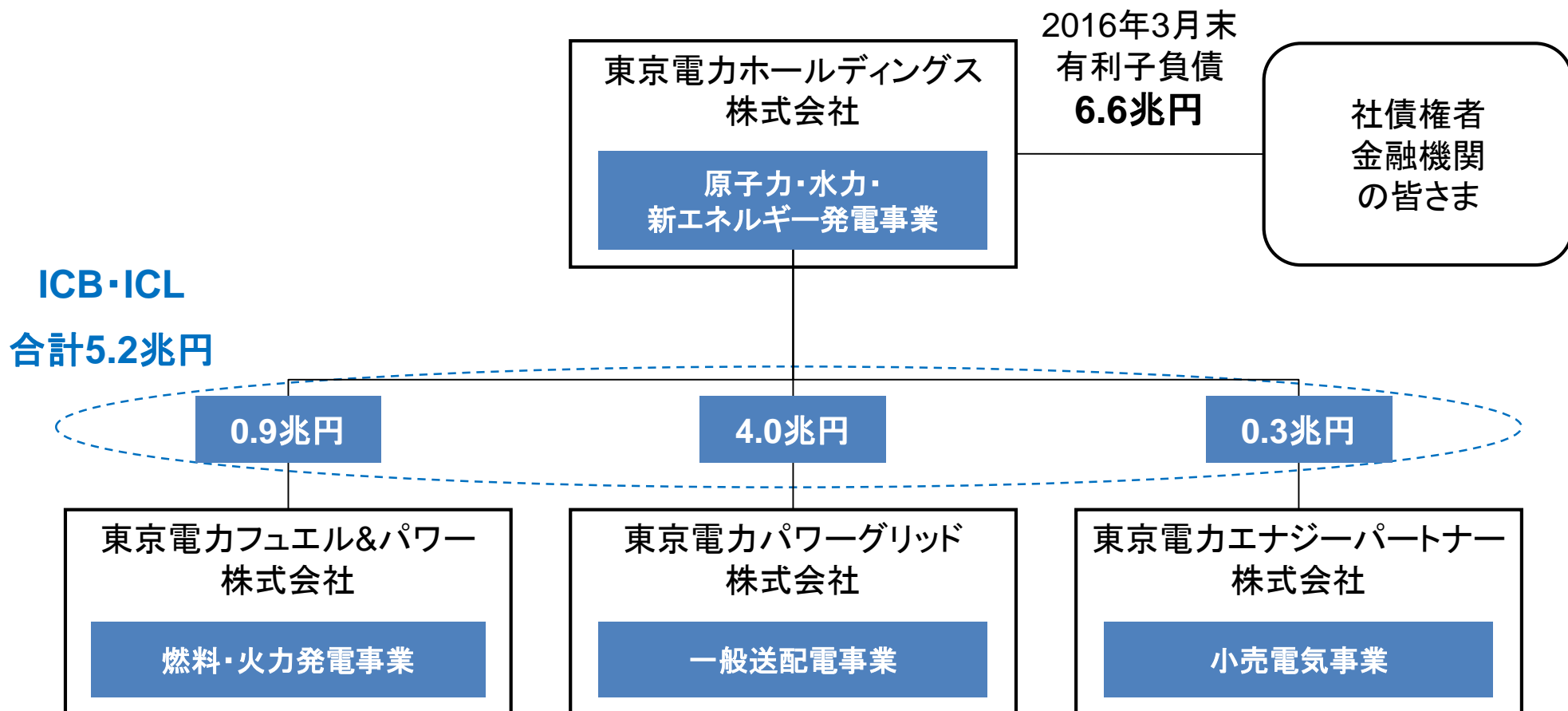


(出典)料金制度専門会合(第54回)資料7(2024年2月)



# 【参考】会社分割時点の有利子負債の取扱い

- 会社分割の効力発生日前日(2016年3月末)において残存する有利子負債は、分割会社である東京電力ホールディングス(持株会社)が負担。
- 吸収分割の承継会社となる3事業会社は、会社分割後に、別途、東京電力ホールディングスに対して社債(以下、ICB:インターカンパニーボンド)等を発行済。





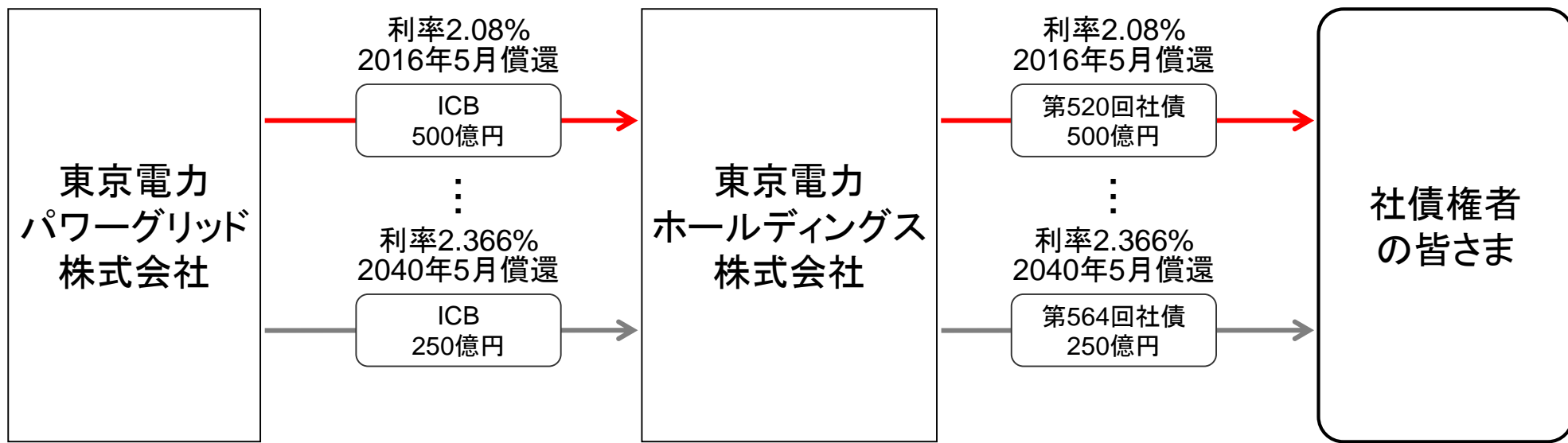
# 【参考】ICB発行条件

- 東京電力パワーグリッドは、ICBを、国内で募集により発行した一般担保付社債（以下、国内公募社債）の各回号と、残存金額、満期及び利率が同一となる条件で発行。
- 国内公募社債の元利金支払いのために必要な資金は、ICBの元利金によって確保されるため、国内公募社債の元利金支払いの確実性は維持される。

※ なお、ICBには一般担保が付されるため、東京電力パワーグリッドが新規に一般担保付社債を発行する場合には同順位（パリパス）となる予定です。

## 【ICB発行イメージ】

( ICB ) ← -- **同一条件** --> ( 国内公募社債 )



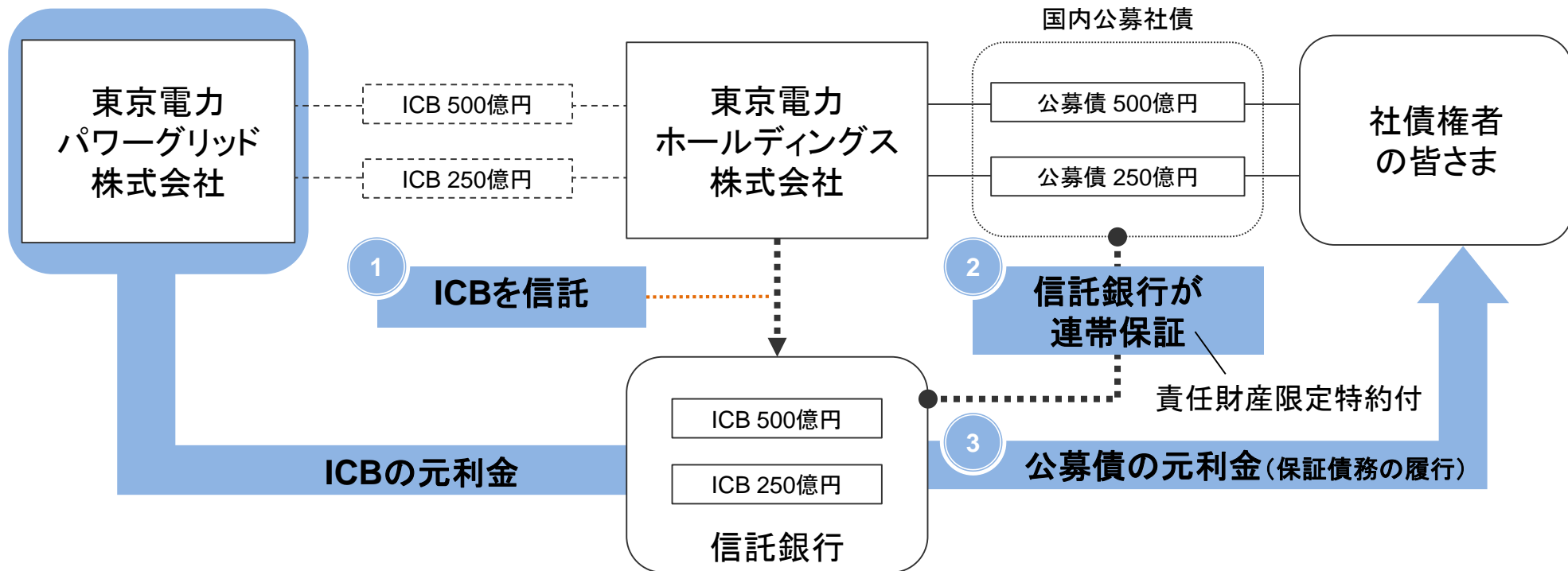
国内公募社債の元利金支払いのために必要な資金を  
ICBの元利金によって確保



# 【参考】ICB信託(国内公募社債向け)

- 東京電力ホールディングスは、信託銀行との間で、東京電力ホールディングスを委託者兼受益者、信託銀行を受託者、ICB及び金銭を信託財産とする信託を設定する信託契約を締結(下図①)。
- 受託者である信託銀行(三井住友銀行)は、国内公募社債について連帯保証(下図②)。
- 連帯保証後も、国内公募社債に対する元利金支払い義務は、東京電力ホールディングスが負担するが、国内公募社債の元利金支払いは、ICBの元利金支払いがなされる限り、受託者が保証債務の履行として行う(下図③)。

## 【ICB信託 イメージ】



# 【参考】東京電力パワーグリッドによる債務保証



- 東京電力パワーグリッドは、東京電力ホールディングスの無担保借入金等を債務保証。

2024年3月末時点

保証対象債務	無担保借入金等
保証人	東京電力パワーグリッド株式会社
債務者	東京電力ホールディングス株式会社
保証額	7,242億円

※ 2015年7月28日(変更認定)の新・総合特別事業計画(改訂版)より一部抜粋

- ④各事業子会社の自律的資金調達やアライアンスに支障が生じないように、各事業子会社による既存債務の連帯保証及び各社に跨るクロスデフォルト条項を措置しないこと。
- ⑤上記④にかかわらず、今般の電気事業法一部改正法附則第74条第2項に係る制度措置等により、東京電力ホールディングスの円滑な資金調達が確保されるまでの間、送配電子会社は、東京電力ホールディングスの信用補完の必要性や当該子会社の信用状況を勘案しつつ、法令の範囲内で、上限の定めのある保証を負担すること。



# 【参考】東京電力パワーグリッドの格付の現状

東京電力パワーグリッド		2023年 8/3時点
R&I	会社格付	A- 安定的
JCR	会社格付	A 安定的

2021年8月5日

会社格付: BBB+(安定的) → A-(安定的)へ格上げ

○ 震災直後、格下げされるも、現在に至るまでA格を維持。

<JCR 主な格付事由>

- ・ 国、機構と東電との間で構築されたスキームの安定性を格付上、最も重視。
- ・ 国が東電の持続性を直接的・間接的に担保していく姿勢に変化はみられない。

(参考) 東京電力ホールディングス		震災前	震災後 最低水準	2024年 2/27時点
R&I	会社格付	AA+ 安定的	BBB- ネガティブ	A- 安定的
JCR	会社格付	AAA 安定的	A ネガティブ	A 安定的
S&P	社債格付	AA- 安定的	BB+	BB+
	会社格付		B+ ネガティブ	BB+ 安定的
ムーディーズ	社債格付	Aa2 安定的	Ba2	Baa3
	会社格付		Ba3 ネガティブ	Ba1 安定的

2024年2月27日

アウトLOOK: ネガティブ → 安定的へ見直し(格付けは据え置き)



- **BBB+**(安定的) → **A-**(安定的)へ格上げ(2021年8月5日)

### <2021/8/5 R&I ニュースリリース 一部抜粋>

- 今回の格上げは、原発事故処理のために用意された各種の枠組みが今後も十分に機能し続け、東電グループの財務リスクが低減すると判断したことが主な理由だ。グループ信用力を反映する3社の格付を同時に引き上げた。
- 新々総特の骨子を引き継いだ第四次総合特別事業計画(四次総特)には継続的な政府関与と福島事業を支える具体策が盛り込まれた。事故処理費用に由来する先行き不透明感は薄まっている。3号機の使用済燃料プールからの燃料取り出し完了、政府による多核種除去設備(ALPS)等処理水の処理方針決定など、実際の廃炉作業が進展した点も評価できる。
- 2023年度に実施予定の託送料金制度改革について、料金原価の洗い替えによる影響が注目点だったが、政府の審議会では廃炉の円滑かつ着実な実施を担保するため、引き続き超過利潤を活用できる仕組みとする方針が示された。PGは料金制度改革後も十分な収益力を維持できる可能性が高まった。託送料金制度改革がPGの収益力の維持・強化につながれば、経営の安定性向上に寄与する。

### <参考 2024/8/8 R&Iニュースリリース 一部抜粋(格付アクション無し)>

- 原発事故以降、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法に基づく政府の資金繰り支援、廃炉等積立金制度による計画的な廃炉の資金積立や費用計上などが十分に機能し、信用力の支えになっている。



- 格付見通しを**ネガティブ**→**安定的**へ見直し(格付けはAに据え置き)(2016年4月1日)

## <2016/4/1 JCR ニュースリリース 一部抜粋>

- 国は総合特別事業計画の認定を通じて、当社の持続性を直接的・間接的に担保していく基本姿勢を一貫して保っている。実質公的管理下に入って以降の国・機構のスタンスと当社の取組み実績などを勘案すると、今後早期に追加的な格下げを想定すべき状況ではなくなったと判断し、格付を据え置き、見通しを安定的に変更した。
- 業績は販売電力量の減少基調にあって、電気料金の値上げや油価の大幅下落に伴う燃料費調整制度上の効果などが大きく、12/3期をボトムに大きく改善している。
- 燃料費調整制度の損益への影響は中期的には中立的だが、大規模かつ断続的なコスト削減活動や最新鋭火力発電所の早期運開などの取組みにより、柏崎刈羽原発の再稼働が見込めずとも、原価構造の柔軟性を高め、一定の利益を確保できる体質に転換されてきている。これにより財務構成も改善が続く。

## <参考 2024/7/23のJCRニュースリリース 一部抜粋(格付アクション無し)>

- 23年の電気料金改定等を背景に収益力の安定度が増している。福島復興の責務を国と共に果たしていく構図に変化がみられない中、政府は今後の賠償費用の増加見通しを勘案し、23年12月に当社支払い分の立替用財源となる交付国債の発行枠増額を決定した。これは、当社格付を支える政府の当社への関与の枠組みに変化がないことの証左の現れともいえる。
- PGは安定した収益力やキャッシュフロー創出力を有している。レベニューキャップ制度の導入は送配電事業の基礎的な収支の安定化に資すると考えられる。



# 【参考】直近の格付アクション(S&P、ムーディーズ)



- S&P  
アウトルックを**ネガティブ**→**安定的**へ見直し(格付けはBB+に据え置き)(2024年2月27日)

## <2024/2/27 S&P プレス・リリース 一部抜粋>

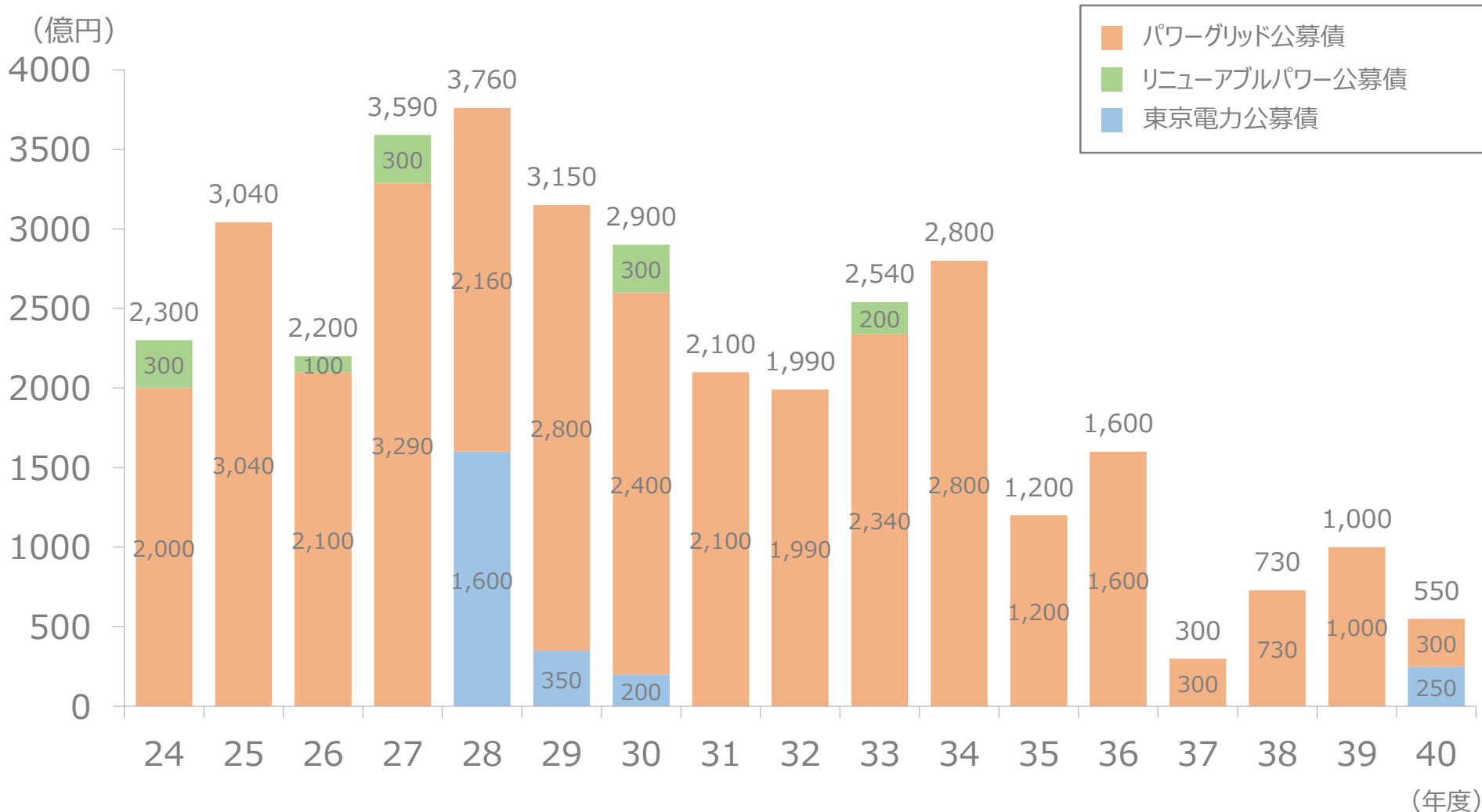
- 2023年に実施した電気料金の値上げの効果により、東京電力ホールディングス(HD)グループの業績やキャッシュフロー創出力が大きく改善し、引き続き今後1-2年、格付けに見合う水準で推移する可能性が高まった。
- 同グループが今後も事業運営上での規制の恩恵を享受することと、政府による特別支援の可能性が高いことが、引き続き同グループの信用力を下支えするとS&Pはみている。
- 東電HDの長期発行体格付けのアウトルックを「ネガティブ」から「安定的」に変更。長期発行体格付けは「BB+」に据え置いた。

- ムーディーズ  
シニア有担保債務格付けを **Ba1** → **Baa3**  
コーポレートファミリーレーティングを **Ba2(安定的)** → **Ba1(安定的)** へ格上げ (2019年11月11日)

## <2019/11/11 Moody's プレス・リリース 一部抜粋>

- 今回の格上げは、東京電力が2011年の福島原発事故以降に成し遂げてきた予見性の向上を認識したもの。
- また、支援の枠組みの中で、多額の債務を履行するのに十分なキャッシュフロー創出を可能にする政府の継続的なサポートの可能性も考慮。
- 安定的の格付見通しは、政府・取引銀行による継続的な支援に基づき、同社が福島関連費用を支払うことができ、新々総合特別事業計画に沿って、年平均5,000億円の資金確保ができるとのムーディーズの見方を反映。

# 【参考】公募社債償還スケジュール(2024年8月末時点)



(注)2024年度4-8月における償還額は1,300億円(PG)



# 【参考】社債発行実績①

回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第1回	2017/3/9	3年	400億円	0.380%	BBB / A	2016年度計 900億円
第2回	2017/3/9	5年	500億円	0.580%	BBB / A	
第3回	2017/6/20	5年	500億円	0.520%	BBB / A	2017年度計 4,000億円
第4回	2017/6/20	7年	200億円	0.690%	BBB / A	
第5回	2017/8/31	5年	700億円	0.480%	BBB / A	
第6回	2017/8/31	10年	300億円	0.850%	BBB / A	
第7回	2017/10/24	5年	500億円	0.460%	BBB / A	
第8回	2017/10/24	10年	500億円	0.810%	BBB / A	
第9回	2017/12/14	12年	300億円	0.940%	BBB / A	
第10回	2018/1/25	5年	500億円	0.450%	BBB / A	
第11回	2018/1/25	10年	500億円	0.790%	BBB / A	

## 【参考】社債発行実績②



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第12回	2018/4/19	5年	500億円	0.440%	BBB+ / A	2018年度計 4,500億円
第13回	2018/4/19	10年	500億円	0.770%	BBB+ / A	
第14回	2018/7/24	5年	500億円	0.430%	BBB+ / A	
第15回	2018/7/24	12年	500億円	0.890%	BBB+ / A	
第16回	2018/9/13	7年	500億円	0.570%	BBB+ / A	
第17回	2018/10/18	5年	500億円	0.430%	BBB+ / A	
第18回	2018/10/18	10年	500億円	0.830%	BBB+ / A	
第19回	2018/12/13	3年	150億円	0.290%	BBB+ / A	
第20回	2018/12/13	15年	350億円	1.160%	BBB+ / A	
第21回	2019/1/28	5年	100億円	0.580%	BBB+ / A	
第22回	2019/1/28	10年	200億円	0.950%	BBB+ / A	
第23回	2019/1/28	15年	200億円	1.200%	BBB+ / A	

## 【参考】社債発行実績③



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第24回	2019/4/24	5年	400億円	0.610%	BBB+ / A	2019年度計 5,800億円
第25回	2019/4/24	10年	500億円	1.020%	BBB+ / A	
第26回	2019/4/24	15年	300億円	1.310%	BBB+ / A	
第27回	2019/7/10	5年	700億円	0.600%	BBB+ / A	
第28回	2019/7/10	10年	800億円	1.010%	BBB+ / A	
第29回	2019/7/10	15年	600億円	1.300%	BBB+ / A	
第30回	2019/10/9	5年	700億円	0.580%	BBB+ / A	
第31回	2019/10/9	10年	700億円	0.980%	BBB+ / A	
第32回	2019/10/9	15年	600億円	1.280%	BBB+ / A	
第33回	2020/1/27	7年	500億円	0.680%	BBB+ / A	

## 【参考】社債発行実績④



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第34回	2020/4/23	5年	600億円	0.750%	BBB+ / A	2020年度計 7,000億円
第35回	2020/4/23	10年	700億円	1.200%	BBB+ / A	
第36回	2020/4/23	15年	500億円	1.450%	BBB+ / A	
第37回	2020/6/11	3年	1,000億円	0.290%	BBB+ / A	
第38回	2020/7/16	5年	1,000億円	0.580%	BBB+ / A	
第39回	2020/7/16	10年	1,200億円	1.080%	BBB+ / A	
第40回	2020/7/16	15年	700億円	1.370%	BBB+ / A	
第41回	2020/10/8	6年	500億円	0.640%	BBB+ / A	
第42回	2020/10/8	12年	500億円	1.130%	BBB+ / A	
第43回	2021/1/21	20年	300億円	1.420%	BBB+ / A	

## 【参考】社債発行実績⑤



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第44回	2021/4/22	5年	800億円	0.400%	BBB+ / A	2021年度計 4,500億円
第45回	2021/4/22	10年	900億円	0.800%	BBB+ / A	
第46回	2021/4/22	15年	800億円	1.050%	BBB+ / A	
第47回	2021/8/31	10年	1,200億円	0.680%	A- / A	
第48回	2021/8/31	15年	800億円	0.880%	A- / A	

## 【参考】社債発行実績⑥



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第49回	2022/4/26	5年	900億円	0.600%	A- / A	2022年度計 4,900億円
第50回	2022/4/26	10年	800億円	0.940%	A- / A	
第51回	2022/4/26	15年	300億円	1.100%	A- / A	
第52回	2022/7/21	3年	300億円	0.650%	A- / A	
第53回	2022/7/21	5年	400億円	0.900%	A- / A	
第54回	2022/7/21	10年	300億円	1.200%	A- / A	
第55回	2022/10/19	3年	250億円	0.720%	A- / A	
第56回	2022/10/19	5年	430億円	0.980%	A- / A	
第57回	2022/10/19	10年	220億円	1.350%	A- / A	
第58回	2023/1/19	3年	390億円	0.860%	A- / A	
第59回	2023/1/19	5年	260億円	1.190%	A- / A	
第60回	2023/1/19	6年	180億円	1.250%	A- / A	
第61回	2023/1/19	10年	170億円	1.600%	A- / A	



# 【参考】社債発行実績⑦



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第62回	2023/4/19	3年	300億円	0.680%	A- / A	2023年度計 3,600億円
第63回	2023/4/19	5年	300億円	0.980%	A- / A	
第64回	2023/4/19	10年	600億円	1.550%	A- / A	
第65回	2023/7/13	5年	200億円	0.740%	A- / A	
第66回	2023/7/13	10年	600億円	1.240%	A- / A	
第67回	2023/7/13	15年	400億円	1.600%	A- / A	
第68回	2023/10/13	5年	280億円	0.988%	A- / A	
第69回	2023/10/13	10年	590億円	1.724%	A- / A	
第70回	2023/10/13	15年	330億円	2.200%	A- / A	

## 【参考】社債発行実績⑧



回号	発行日	年限	発行額	利率	格付 R&I/JCR	年度別 発行額
第71回	2024/4/18	5年	300億円	0.996%	A- / A	2024年度計 2,800億円
第72回	2024/4/18	10年	900億円	1.568%	A- / A	
第73回	2024/4/18	15年	600億円	2.093%	A- / A	
第74回	2024/7/11	5年	200億円	1.088%	A- / A	
第75回	2024/7/11	10年	400億円	1.910%	A- / A	
第76回	2024/7/11	15年	400億円	2.477%	A- / A	

累計：3兆8,000億円

# 【参考】一般担保について



- 東京電力パワーグリッドが発行する社債は一般担保付であり、弁済の優先順位は高い
- 2025年3月まで一般担保付社債を発行可能(2020年3月27日 経過措置認定済)

## ＜電気事業法附則 一部抜粋＞

- ・社債権者は、その会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する
- ・先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする

弁済順位

高

特別先取特権

→租税債権など

一般先取特権

→社員給与など

優先的債権

→ **電力会社の社債**および日本政策投資銀行からの借入金  
…総財産を担保とし、特別先取特権や一般先取特権に次いで優先される  
特別先取特権や一般先取特権の金額は限定的なので、実質的な弁済  
の優先順位は高い

一般債権

→銀行の無担保融資  
取引先の債権など

株主資本

低



## (事業の許可)

第三条 一般送配電事業を営もうとする者は、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

## (許可の基準)

第五条 経済産業大臣は、第三条の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条の許可をしてはならない。

- 一 その一般送配電事業の開始がその供給区域における需要に適合すること。
- 二 その一般送配電事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 その一般送配電事業の計画が確実であること。
- 四 その一般送配電事業の用に供する電気工作物の能力がその供給区域における需要に応ずることができるものであること。
- 五 その一般送配電事業の開始によってその供給区域の全部又は一部について一般送配電事業の用に供する電気工作物が著しく過剰とならないこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、その一般送配電事業の開始が電気事業の総合的かつ合理的な発達その他の公共の利益の増進のため必要かつ適切であること。



(託送供給等に係る収入の見通し)

第十七条の二 一般送配電事業者は、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、その供給区域における託送供給及び電力量調整供給(次項、次条第一項及び第十八条において「託送供給等」という。)の業務に係る料金の算定の基礎とするため、その業務を能率的かつ適正に運営するために通常必要と見込まれる収入(以下この条から第十八条までにおいて「収入の見通し」という。)を算定し、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

<以下略>

(託送供給等約款)

第十八条 一般送配電事業者は、その供給区域における託送供給等に係る料金その他の供給条件(以下この款において単に「供給条件」という。)について、経済産業省令で定める期間ごとに、経済産業省令で定めるところにより、託送供給等約款を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。当該期間中において、これを変更しようとするときも、同様とする。

<中略>

- 3 経済産業大臣は、第一項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。
  - 一 料金が第十七条の二第一項の承認を受けた収入の見通しを超えない額の収入をその算定の基礎とするものであること。
  - 二 第一項の認可の申請に係る託送供給等約款により電気の供給を受ける者が託送供給等を受けることを著しく困難にするおそれがないこと。
  - 三 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

<以下略>



## ～将来見通しについて～

東京電力パワーグリッド株式会社及び東京電力グループの事業運営に関する以上のプレゼンテーションの中には、「今後の見通し」として定義する報告が含まれております。それらの報告はこれまでの実績ではなく、本質的にリスクや不確実性を伴う将来性に関する予想であり、実際の結果が「今後の見通し」にある予想結果と異なる可能性が生じる場合があります。